



その事実があると認めるときは、公正取引委員会に對して、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができるようとしていることであります。

第四は、公正取引委員会は、前述の事項につき金融機関に違反行為が認められるとき、違反行為を排除するよう勧告することができ、その勧告に従わざる場合、公表することができるようになります。

第五に、公正取引委員会は、金融機関または中小企業者に対し報告をさせ、また帳簿書類等の検査をすることができるようとしたことであります。

第六は、前述の禁止事項の除外例として六点掲げたのであります。その内容は、第三条を御参照していただきとして、これら除外例の場合には、書面をもつて当該中小企業者に交付しなければならないと規定するとともに、この規定に違反した場合には、三万円以下の罰金を課することとしたのであります。

以上が、本法の要旨ですが、詳しくは本法を御教説願いたいと存じます。

何とぞ、拘束預金を一刻も早く絶滅し、中小企業のより一そらの発展をはかるため、本法案に御賛同あらんことを要望いたしまして、私の提案理由の説明を終わります。

○委員長(栗原祐幸君) 本案の自後の審査は、後日に譲ります。

○委員長(栗原祐幸君) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、清酒製造業の安定に関する特別措置法案、及び閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。まず、清酒製造業の安定に関する特別措置法案について、趣旨説明及び補足説明を順次聴取いたします。藤田大蔵政務次官。

○政府委員(藤田正明君) ただいま議題となりま

した清酒製造業の安定に関する特別措置法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申しあげます。

御承知のように、清酒製造業界におきましては、過去三十年近く、食糧管理制度のもとにおいて原料米の割り当て制度が続けられ、実質的な生産調整が行なわれてまいりましたが、昨年五月、自主流通米制度の発足に伴い、この長年にわたる業界秩序の基盤が大きく変化いたしました。この結果、從来、一種の財産価値を有しておりましたのであります。

基準指數は、その資金調達の際の担保的機能や転換業の際の譲渡価値を失うこととなり、清酒製造業者の金融力等にも著しい変化が生じ、ひいては酒税の確保に影響を与えることも懸念される事態に立ち至ったわけでございます。

このような清酒製造業を取り巻く環境の激変に伴う種々の混乱を避けるため、清酒製造業界では、当面の過渡的措置として、五年間を目途とする自主的な生産数量規制を昨年九月から実施いたしますとともに、この期間内に清酒製造業の構造改善をはかるため、中小企業近代化促進法に基づく構造改善計画を策定し、企業体質の強化に努力いたしております。

政府といたしましても、このような業界の努力が、同時に酒税の保全に資する面が大きいことを考慮して、これを側面的に援助することとし、この法律案を提出した次第であります。

第一に、日本酒造組合中央会は、現在、行なつてある酒税の保全措置に対する協力、生産数量調整等の事業のほか、清酒製造業者や酒造組合等が上げます。

清酒製造業者につきましては、過去三十年近くにわたりまして、原料米の割り当て制度を通じ実質的な生産調整が行なわれてまいりましたことは、御承知のとおりであります。

の徴収に関する事業を行なうこととしております。

第二に、これらの事業のうち、債務保証に関する事業につきましては、中央会に酒造組合等から拠出された金額と國から交付された金額をもつて信用保証基金を設けることとしております。このため、國は、昭和四十五年度予算において七億円を計上し、また、業界は、同額の七億円を拠出することとしており、これらを基本財産として債務保証が行なわれることとなつております。

第三に、給付金に関する事業につきましては、中央会は、昭和四十八年十一月三十日までの間に清酒製造業を廃止する者に対して、一定の基準により給付金を給付することとし、このため清酒製造業者に対し納付金を賦課することができるところとなっております。また、これに関連して、一定の要件のもとで、大蔵大臣が納付命令を発する等の経理をその他の事業と区分して行なわせる等、清酒製造業者からの納付金の徴収を確実に行なうことができるよう所要の規定を設けております。

そのほか、この法律に基づき中央会が行なう事業の執行をその他の事業と区分して行なわせる等、財務及び会計に関する事項を規定するとともに、監督上必要な措置等を講ずることとしております。

以上、清酒製造業の安定に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し述べました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同下さいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(栗原祐幸君) 細見主税局長。

以下、この法律案につきまして、その大要を申しますよう、お願い申し上げます。

○政府委員(細見主税君) ただいま提案になりました清酒製造業の安定に関する特別措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

清酒製造業者につきましては、過去三十年近くにわたりまして、原料米の割り当て制度を通じ実質的な生産調整が行なわれてまいりましたことは、御承知のとおりであります。

すなわち、現在、日本酒造組合中央会は、酒税

り酒造米が自主流通米制度に移されることになりまししたことと伴い、從来、酒造米割り当ての主要な基準とされ、その結果、一種の財産価値を有しております。

御承知のように、清酒製造業界におきましては、過去三十年近く、食糧管理制度のもとにおいて原料米の割り当て制度が続けられ、実質的な生産調整が行なわれてまいりましたが、昨年五月、自主流通米制度の発足に伴い、この長年にわたる業界秩序の基盤が大きく変化いたしました。この結果、從来、一種の財産価値を有しておりましたのであります。

基準指數は、その資金調達の際の担保的機能や転換業の際の譲渡価値を失うこととなり、とりわけ次の二つの点で清酒製造業者の資金調達力その他の経済的地位に著しい影響をもたらすに至つたのであります。

その第一は、從来、酒造組合等を通じて、基準指數の担保的機能を利用して行なわれて来た酒造業者の借入金の道が断たれることとなり、今後このように清酒製造業を廃止する者に対するものととしており、これらを基本財産として債務保証が行なわれることとなつております。

第三に、給付金に関する事業につきましては、中央会は、昭和四十八年十一月三十日までの間に清酒製造業を廃止する者に対して、一定の基準により給付金を給付することとし、このため清酒製造業者に対し納付金を賦課することができるところとなっております。また、これに関連して、一定の要件のもとで、大蔵大臣が納付命令を発する等の経理をその他の事業と区分して行なわせる等、清酒製造業者からの納付金の徴収を確実に行なうことができるよう所要の規定を設けております。

そのほか、この法律に基づき中央会が行なう事業の執行をその他の事業と区分して行なわせる等、財務及び会計に関する事項を規定するとともに、監督上必要な措置等を講ずることとしております。

以上、清酒製造業の安定に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し述べました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同下さいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(栗原祐幸君) 細見主税局長。

以下、この法律案につきまして、その大要を申しますよう、お願い申し上げます。

○政府委員(細見主税君) ただいま提案になりました清酒製造業の安定に関する特別措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

清酒製造業者につきましては、過去三十年近くにわたりまして、原料米の割り当て制度を通じ実質的な生産調整が行なわれてまいりましたことは、御承知のとおりであります。

すなわち、現在、日本酒造組合中央会は、酒税

の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づきまして、國が行なう酒税の保全措置に対する協力、酒造組合等が行なう生産数量規制等についての総合調整、清酒製造業者の經營合理化等に必要な事業等を行なうこととされておりますが、今回、これららの事業に加えて、債務の保証に関する事業並びに清酒製造業を廃止する者に対する給付金の給付、及びこれに要する納付金の徴収に関する事業を行なうこととしております。

まず、これらの事業のうち、債務の保証に関する事業につきましては、中央会に、信用保証基金を設けることとし、昭和四十五年度におきまして、政府補助金七億円と酒造組合等によって提出される七億円をもつてこれを充てることを予定し、これらを基本財産として、清酒製造業者や酒造組合等が金融機関から酒造米の購入代金等清酒製造資金を借り入れる際の債務保証を行なうこととしております。これによつて、四百二十億円程度の債務保証が可能と見込まれ、清酒製造業者の所要資金は、ほぼ円滑に調達できるものと考えられます。

次に、給付金に関する事業につきましては、今後急速に清酒生産の自由化が進展するに伴い、販売力の弱い業者の中には、転廻業に踏み切るものもあると見込まれますので、これらの転換による摩擦を軽減し、業界の体質改善を円滑ならしめようとするものであります。そのため、中央会は、昭和四十八年までの間において、毎年十一月三十日までに清酒製造業を廃止する者に対して、一定の基準に基づき給付金の給付を行なうこととし、さらに、給付金の費用に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて清酒製造業者に対し、納付金を賦課することができるものとしております。

なお、これに連連して、清酒製造業者が納期限までに納付金を納付しない場合には、一定の要件のもとで大蔵大臣は中央会の申請により納付命令を発する等確実に納付金を徴収することができるための措置を講ずる一方、中央会の事業が公正に執行されるよう、所要の規定を設けることとして

あります。

そのほか、この法律に基づいて中央会が行なう事業につきましては、その他の事業と区分して経合調整、清酒製造業者の經營合理化等に必要な事業等を行なうこととされておりますが、今回、これららの事業に加えて、債務の保証に関する事業並びに清酒製造業を廃止する者に対する給付金の給付、及びこれに要する納付金の徴収に関する事業を行なうこととしております。

まず、これらの事業のうち、債務の保証に関する事業につきましては、中央会に、信用保証基金を設けることとし、昭和四十五年度におきましては、

書の提出等、財務及び会計に関する事項を規定するとともに、監督上必要な命令をすることがあります。

以上、清酒製造業の安定に関する特別措置法案の提案理由を補足して御説明いたした次第であります。

○委員長(栗原祐幸君) この際、清酒製造業の安定に関する特別措置法案に対する衆議院における修正点について、衆議院大蔵委員長代理理事山下元利君から説明を聴取いたします。山下元利君。

○衆議院議員(山下元利君) ただいま議題となりました清酒製造業の安定に関する特別措置法案に対する衆議院における修正部分について、大蔵委員会を代表して、提案の趣旨並びにその内容を御説明申上げます。

御承知のとおり、政府原案におきましては、今回日本酒造組合中央会の事業として新たに追加されたこととなつております転廻給付金事業について、その納付金の確実な徴収を担保するため、一定の要件のもとに、納付金を納付しない清酒製造業者に対し、大蔵大臣は、中央会の申請によつて納付命令を発することができるところとすることに、これによつても納付金を納付しないときに、最も、最終的には、酒税にかかる滞納処分を受けた者とみなして清酒の製造免許を取り消すことができる

いたします。

何とぞ、御審議の上、御賛成あらんことを切望します。

○委員長(栗原祐幸君) 何とぞ、御審議の上、御賛成あらんことを切望いたします。

○衆議院議員(山下元利君) ただいま議題となりました閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律の一部を改正する法律案について、衆議院大蔵委員長代理理事山下元利君から趣旨説明を聴取いたしました。

この法律案は、閉鎖機関令等の規定によつてされた信託について、その存続期間の経過後も、なまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、閉鎖機関令等の規定によつてされた信託について、その存続期間の経過後も、なまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

○衆議院議員(山下元利君) お答え申し上げます。

政府原案におきましては、納付金を納付しな

いたします。

見地から、昭和四十年、その存続期間を五年間延長する措置をとつたのであります。

しこうして、その信託の処理の実情、特に、今回、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する規定をして、特別交付金の請求の期限を一年延長したこと等を考慮いたしまして、このおいて、酒税にかかる滞納処分を受けた者とみなすことと/orしているものを、酒類業組合法第八十四条第二項の規定による命令に違反して、酒税法第十条第七号に規定する者に該当することになった者とみなすことに改めた次第であります。

以上が、衆議院における修正部分の概要であります。

何とぞ、衆議院における修正部分の概要であります。

○委員長(栗原祐幸君) それでは、これより三案の質疑を行ないます。

○衆議院議員(山下元利君) 何とぞ、順次御発言願います。

○委員長(栗原祐幸君) 衆議院の委員長に一つだけ質問しておきたいのですが、これは決して誤解をされは困るのであります。衆議院の大蔵委員会では、わが党も入つて、ただいまの修正案が提示され決定されていることは十分承知の上で、なおかつ質問したいのですが、すなわち、原案では、この問題について強権発動だとと思うのです。何とぞ、規定期限を設けたわけではありませんから。でもありますけれども、一応、修正案では、秩序保持といふようなことでこの修正案になつてきました。ですから、ここで、委員長に、そういうふたつの問題を聞いておきたいと思います。

○衆議院議員(山下元利君) お答え申し上げます。

政府原案におきましては、納付金を納付しなかつた場合には、また、それについて大蔵大臣の命令がありましたが、直ちに酒税の滞納処分をしたというふうには、直ちに酒税の滞納処分をしたといふようにみなすということになつてゐるわけでございます。そして、それによりまして免許取り消しまで行なつたのであります。信託契約の存続期間の満了とともに、その際残つてゐる財産は国庫に帰属することとなつておりますので、債権者救済の

ありますけれども、その転廃業者に対する共助分税と同じ性格とみなすことにつきましては、大蔵委員会の審議におきましていろいろ議論も出た次第であります。したがいまして、これを直ちに酒税とみなすよりも、むしろ現在酒團法がございまして、酒團法の精神に照らしまして、酒團法の規定に違反したものとみなしまして、場合によりましては免許取り消しに及ぶことが適當ではないかといふふうになつたわけでございます。したがいまして、酒税と直ちにみなさないで、酒團法の精神というか規定に違反するものといたしまして免許取り消しに及ぶという精神でこのよな修正を加えた次第であります。

○戸田菊雄君 結果的には、いずれにしろ、免許取り消しという結果になるわけですね。その辺、衆議院ではどういふうに打ち合わせなさつたのですか。

○衆議院議員(山下元利君) 免許取り消しにも及び得るということです、さいます。

○横川正市君 まず、法案の趣旨説明の中の二ページの中段から後段のほうにあります「業界が酒造資金の融通の円滑化と酒清製造業の整備合理化のための事業を実施するために必要な法的措置を整備することを目的として」という目的の中に、ある、大手メーカーの販賣能力あるいは生産量の不足のために原酒購入を余儀なくされて、それによつて一部企業が経営されておつたという内容に、関連してちょっとお聞きをいたしたいのですが、どうも私はこうい業界の内容を全然承知いたしておりませんでしたので非常に疑問に思つたのは、これは品質の規制とか使用原料であるとか製造方法等に相当程度の制約というよなものが、あるいはアルコールの使用割合とか米をどのくらい使うかとか、そういうことが取り扱われておれば、そうすれば、メーカーが出している酒と大体同種のものが製造されるといふうに判断

おつた、こういうことになるのだと思うのであります。いままでの通例になつておった中のおけ売りといふやうなものは、一体どういふ内容のものであつたかといふことなんです。何々酒造店が製造した酒は、たしかその酒屋には名称をちゃんとつけた酒といふのがあるはずなんですね。たゞ特級とか一級とか二級酒について何々とその地元にちなんだ名前をつけた酒があるわけなんですね。それをつくっている原酒が大手メーカーのに買われて、そして今度はその大手メーカーの銘柄のレーベルをはられて売り出される。これは一体どういふことなかつゝと理解ができないわけなんですが、その点はどういうふうになつているんでしょうか。

○説明員(中橋敬次郎君) これまでも清酒につきましてはおけの取引といふ問題がかなりございまして、おつしやいますように、そのおけ売買の対象になつてゐる清酒を現実につくつておりますところと、それからまた、各方面からそういうおけ買いをしましたものと自分のところでつくりましたものを混和いたしまして自分のレーベルをはつて出すというおけ買いのシステムといふのがござります。それはなぜそういうものが発生したかといたことでござりますけれども、清酒につきましてはそういった取引といふのはかなり昔から発生し、また、慣習としてもそういうことが行なわれてきましたよとございます。それからもう一つ、戦争中ないし戦後の、だんだんと原料米が逼迫をいたしまして、あるいはその後原料米の割り当てにて、自分で売りたいだけのものを自分のところでつかれないといふ事情もございましたので、勢いその分を補給的に他のメーカーから買って補うと伴いましての生産規制といふものがございまして、自分で売りたいだけのものを自分のところでいぢれにいたしましても、かなりの清酒メーカーは、現在、自分でつくりましたものをおけ取引といふ形でもって大手の販売力の強い方面に売つておることは事実でございます。

ただ、そのときに、私どもでは一休清酒の製造といふのははどういう段階を見るかということです。さいますが、酒税法上も、実は、二つの清酒といふものを混和いたしますものを製造を見ております。單に買つてきたものをそのままレッテルをはりかえて売るといふものでもございませんし、あるいは単純にブレンドするだけのものでもございません。最近は全国内にかなり多量に売つておりますので、その品質の均一といふものをメーカーとして心がけておらなければなりませんから、十分前からの技術指導を、たとえば、自分のところでどれくらいの甘さ辛さの酒をつくりますから、おまえのところではこの程度の甘い酒をつくりたいまして、そうしてまたそれを自分のところの自製酒と混和をいたしまして、味の信用できましたものをはじめて自分のところのラベルをはつて出すということになります。私どものところでは、そこが製造所ということどころで、そこのお酒屋さんの名前をつけで出すというふうに規制をいたしてございます。

ろでは、今度はまた、あれですか、五買えや、自  
分のところで十つくっていれば、十五という数量  
で酒の生産をして、それに対してもそこが税金を払  
うと、こういふうに中小業者から大メーカーが  
肩がわりをして税金を払う、こういう税のかけ方。  
というのははどういうふうになつておりますか。  
**○説明員（中橋敬次郎君）** 課税面から申します  
と、おけの取引といふのは、そこの清酒をつくり  
ました製造場からおけ買いの製造場に出ます場合  
には、未納税取引という制度が酒税法上認められ  
ております。したがいまして、その場合には、必  
要な手続をとつてもらひますと、課税といふこと  
は起らぬわけござります。  
そのときには一体どれくらいの税金がかかるべき  
であるかということを調べておくべきではないか  
といふまず第一の御質問でござりますけれども、  
現在の酒税法は、課税をいよいよ受けまして蔵を  
出ますときの状態で税金をかけますから、  
課税をいわゆる未納税の段階では猶予されま  
して、おけ売りの蔵を出ますときの状態といふの  
は、実は、そのおけ買いをしました蔵を出ますと  
きの状態とかなり違つておりますので、それはど  
うか課税上確定をしておく必要はないわけございま  
す。

そして特級あるいは一級として出るという形がござります。

いざれにしましても、おけ買いをしましたところで藏を出しますときの状態、その級別、その量に応しまして課税が行なわれるわけでござりますので、いわばおけ売りのほうでは、課税の問題といふのは、税金をその場合にかけないでも、確実に次にかかり得る製造場の配慮ということをさだ保されておりますれば、そんなに問題はないと私もどもは考えております。

ということになりそですが、私は、アルコール業  
といふんですか、酒造業、そういう業種に対す  
る課税側の処置といふのはもつと厳格なもので、  
もう全く全然余地のないものだと思つておつたわ  
けですよ。ところが、そういう業界側のいろいろ  
な都合によつてということよりか、これは米が管  
理米になつたことが一つの問題になつたのじやな  
いかと思いますが、そういうことから業種そのも  
のが非常に複雑な形態を持つてきて、税をかける  
側では実はびしづと合理的にやれない面が出てき  
たので、便法をあれこれと加えてきた結果、いま  
のような状態になつたのじゃないだろうかと私も  
おぼろげにわかるわけですが、ただ、非常に疑問  
に思うのは、酒というのはます水が非常に大きな  
影響力を持つてゐる。それから酒をつくる技術者  
があるいは勘かによつて一つの銘柄といふのが伝  
て、経験者といふような意味で、その酒蔵を  
守つてゐる杜氏の、何といますが、手先が舌先  
かあるいは勘かによつて一つの銘柄といふのが伝  
て、経験者といふような意味で、その酒蔵を  
統的につくられておる。そうすると、同一地方で  
おけば買いをした場合ならば、あるいは水も同じだ  
し、それからいろいろな醸造の手法についてもよ  
く連絡をとればできるように思いますけれども、  
それが全然できないような場合、水が違つたり、  
あるいは醸造法が違つたり、そしてその酒の持  
ち味が特級、一級、二級であるのに、地方を全然  
変えたところのものと混ぜて別の特級、一級、二級

という新しい酒がつくられるということそのこと 자체に問題があるのじゃないか、それに税金をかけているわけですからね。ただ製造者と消費者の間でうまいとかうまくないとかいうことだけならば問題は別ですけれども、特級には彼らのパーセントの税金、一級には彼らのパーセントの税金というのがあるわけですから、その場合にはどうも少し課税の処置というのは厳しさがないといふふうに考えられないかと思うんですけれども、その点は問題はないわけですか。

税金のほうでそんなにルーズなことでよいの、という御批判でございますが、税金面は、実は、それぞれのおけ売りの企業でつくりましたと、に、おっしゃいますように、これだけの米、ただの水を加えまして、どれだけの酒ができるか、いう数量は、もちろん確定をいたすわけでござります。ただ、それが出来ますときに、そこで税額そのものをはじきましても、実は次の段階に行きましたときに、課せられるべき税額とは、錢がございませんから、そこで税額そのものを一応は未納税といふ形で——もちろん確定はいたしておきますけれども、そのものが次の製造場に入りましたときには、そこで課税をしないで、おけ買いをしまして、ところで今度はいよいよそこを出ますときの特徴なり、一級なりという状態でその量に応じて課税をするということで、量的にも十分監査をいたしておりますから、そこでがつかりとした課税が行なわれておりますので、未納税取あるいはおけ買いや取引によりまして税金がルーズになつておるということは決してないと思います。

されども、たんにこなしたうえで、その酒は、うまいと評んで貰ふ。それで、このお酒は、辛味だとか、どこのお酒は甘味だとか、これは婦人向かいでも研究をいたしまして、この程度ならばいわゆる清酒としての限度を守れるのではないかといふことで、いわゆる三倍醸造方式といふものを採用いたしましたわけでござります。現在の生産では、普通程度にアルコールを水と米とのいわゆるほんとうの清酒に加えます方法と、それからアルコールの量を普通の醸造方法以上に加えます方法と、両方併用しながら清酒というものをつくつておるわけでござります。もちろん、それは、最低限度といいますか、限度としての私どもの制限でござりますので、最近、昨年産米より自由に米は買えるということになつておりますから、自分のところは、そういうアルコール添加あるいは三倍醸造の方式をとらなくても、米だけでやつていくのだ、従来の昔の醸造方法に返るのだというところは、そういう方法もできることになつております。しかし、いずれにしましても、そういうアルコールを加えます。アルコールを加えますと、米だけですくつておりましたお酒と違いまして味が少し薄くなるといふようなところから、ブドウ糖を加える、あるいは水あめを加える、グルタミン酸ソーダを加えるというのも認めておりますけれども、それはすべて清酒という名にそむかない程度にまでといふことでもって限度を加えておりますので、私どもの現在やつておりますことは、先ほど冒頭に申し上げましたように、清酒という定義にそむかないためには一体どの辺まで許容されるかということを制限を加えているわけでござります。

○横川正市君 実は、私は、酒を全然たしなまないものですから、酒の味は全然わからないわけですが、それでも、普通、酒をつくっている手法というのは、先ほどちょっと言いましたように、その銘柄によつて、ちゃんと杜氏さんというのがいて、その人の舌先三寸で特級、一級、二級ときめられてい。そうして、それが長い信用を持つていい。ですから、その地方では、どこのお酒は辛味だと、どこのお酒は甘味だとか、これは婦人向

きだとか、おとな向きだとかいろいろ言ふのに、原料を全部中へ入れて混ぜ合わせたら一番いい酒ができたというようなそういう化学的な混合品ではなくて、もつとデリケートなもののが酒なんじゃないかと、いろいろふうに私どもは思つておりますがね。そういう酒を、Aの銘柄が、Bの銘柄でつくつたものを買いつてAの銘柄で売り出すということは一体これはどういうことなんだろうか、本来そういうことでいいのかどうやら気がしたのですから、この点をお聞きをしたのですが、あなたの意見では、混ぜたほうがいい酒ができるのならば、これはまあそのほうがいいことになりますけれども、しかし、混ぜて飲めば悪酔いをすることがありますので(笑声)、どうがいいかということはちょっとわかりませんけれども、その点は、今までの一つの製造業のとつてきた過程といいますか、しかも、税金をかける側の、何といいますか、不都合にならない方法をとつてやつてきたところにいまのようないつのシステムというのが出てきたんじゃないかなと思う、その一つとして。

産にあすかつている人たちの、何といいますか、体質ですね。体質がいまのような状態でいってどうだというふうに考えるのには、ちょっと腑に落ちかねる点が一つあるわけです。たとえば、零細な酒造業の場合には、その地方の地元に相当なじみができておって、ある程度の生産とそれから消費というものは維持されているから、別に転廃業をする必要がないということが多いわれているんですね。中小——まあ零細というわけですから、規模はそれぞれ別なんでしょうが、中小の場合には、実は転廃業しなければいけない、いわゆる販売ルートを持つておらないから転廃業しなければいけないというけれども、これは一体どうなんだろうかと思うのは、たとえば、メーカーでは大量生産しているから安く売る、あるいは中小は生産コストが高くなるから安く売れない、そこで中小は太刀打ちできないからという話ならこれはまあわかるわけですが、しかし、中小であっても販売ルートをある程度持っているわけですから、零細企業と別に区分して急激に米が自由化されたからといって転業しなければいけないというそういう事情になつたということがちょっと理解できない点なんですよ。問題は、全体から見れば、大きなメーカーでは大きなメーカーのエリア、中小は中小、零細は零細、それぞれの販売エリアといふものは持つておったはずなんで、それで維持していくことを考えたほうが合理的なんじゃないか。そうじゃないと、私どもは、テレビを見ていて、お酒の宣伝なんかも、最近はものすごく活発ですね。それが嗜好品、必需品としての酒の値段を下げるで高めているとすれば、大メーカーに全体のつくられる酒の量というものが集中されることは、一般の酒を飲んでいる人たちにとってみても必ずしも利益にならないのじゃないかといふ気がするのですけれども、その点はどういうふうにお考へでしょか。

そういう意味では、御指摘がございましたようないい。小さい業者で、地方の配給機構等が十分整備していないような地域におきましては、いわゆる小売りに対する直売といふことで息をつけないでいる。むろん御指摘があつたように中ぐらいなところが苦しいんじゃないかということでお話は、いま申し上げたように、おけ売りといふものを多量にやつております。この構造改善の内容と申しますのは、一律に規模を大きくするということではなくのでございまして、独立で製造するのはもちろんございますが、協業とかあるいは合同、あるいは提携のおけ売り、いわば契約による安定したおけ売り、あるいは先ほど申し上げましたような小売りに直売をして生きていく業者、いろいろタイプを分けまして、それらが米の需要が自由になり製造が自由になつたときになお生きていけるような体制、そして五年間の間に全体の業界の姿を改善していくところにねらいがあるわけになります。そういうところがいわば体质改善の本質であろうと、かのように考えております。

るんじゃないだろうか。これは、カルテル行為も、別にそれだけ大きなものとは思いませんけれども、しかし、だんだん集中化されていくほど酒の値段、というのは下がらないのじゃないだろろかというふうに思うのですが、その点はどうお考えでしようか。

○政府委員(吉國二郎君) 酒の製造というものが、醸造という性質から申しますと、必ずしも規模が大きくなつたからといって非常に合理化が行なわれるとは言えない面は確かにあります。しかし、醸造技術等が高度化いたしまりますと、仕込みのタンクなども大規模なものになり、また、その熱管理なども科学的なものが行なわれるようになることも事実でございますので、やはり合理化が行なわれる、同時に今回の構造改善といふのが最終的に完全な自由競争になると、いう前提で行なわれておりますから、この構造改善そのものも自由競争に耐える姿で考えていかなければならぬ。そういう意味では、価格を引き上げていくような形が出てくることはまずない。ことに、清酒業界において、寡占、というようなことが起こることはまず当分考えられないことではございます。そういう意味では、この構造改善が価格を引き上げる効果を持つということは絶対ないと私は思っております。現在の構造改善計画の内容では、この五ヵ年後に現在価格においては一%のコスト引き下げができるということになりますと、現実の価格はそのとおり下がりますから、その間に諸物価が騰貴いたしまして賃金等が上がりますと、現実の価格はそのとおり下がりませんので、それだけ生産性が一%上がるといふ目途でこの構造改善計画ができております。そういう意味では、私は、価格に対しては引き下げ効果が十分起り得るだら、こういう自由競争体制に持つていてのがこの構造改善のねらいであるということだと思います。

○横川正市君 まあその銘柄の酒が実は混ざたらうまくなつたということがあるようですから、別に悪いとはいいませんけれども、ほかのところで

とを知つていないのが非常識で、知つているのが常識だということになりそうですから、それはいいと思うのです。

それからもう一つは、おけ売り企業の別な進路として、おけ売り企業を脱却して自己銘柄の販路を新規開拓することが実は非常にむずかしくて、成功する例がないというその理由の中に、一、有力な卸売り業者が比較的少ない。二、末端小売り、料飲店と親密な関係を結ぶまでは長期間にわたる販売促進策を要する。三、消費者に新プラン

ドを浸透させるには相当高度のマーケティング技術を要する。四、以上の市場開拓策遂行には多額の先行投資が必要であると、こういうことが険路になつておるといわれておりますが、一面、中小八社が直売することによって二、三割安い酒を消費者に提供するといふやうな道も開かれようとしていると、こういう二つの面が出ているわけですね。だから、これは選択なんですか、それとも、こういう八社が行なつてあるような生協を通じてやるようなことは取り扱いとしてどういうふうにお考えになつておるわけでしょうか。たとえば、總理から物価引き下げの一つの策として、生協などをもと活用したらどうだといふような意見がちよつと出たようですが、まあ安くなるなりいじやないか、ということも一面には考えられるわけですねけれども、その点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(吉國二郎君) 生協を通じて販売をするということになりますといふこと、生協に対しても免許を下ろすといふことが必要になつてしまります。生協に対して免許を全然下ろしていいといふことになると思ひますので、この場合にはそこの協同組合自身に免許が要るといふような問題が出てまいりますが、それはまだ実は私どもの手元に出ておりません。そういうことで、これがどう思つておられますか。そういうことは、これがどう思つておられますか。それはまだ実は私どもの手元に出でおりません。そういうことを結成してやるうとしておるといふ報道があるだけで、私どものところには具体的にそういう形で発足したということは出てきていないわけでござります。

そういう意味から申しますと、確かに、消費者に直接免ればマージンがなくなるではないかと、これは狭い地域では私はそういうこともあります。それが、全国にわかつて販売をすると、卸売り業、小売り業といふものが自然發生

全体としての体制というものを考える必要があるといふ点で慎重を期しているわけでございます。もちろん、消費生協の運動といふものが、いわば利用分量の配当といふものを通じて仕入れコストを下げながら販売コストにおいては小売り業の姿でやつていればそれでいいじゃないかという考え方もあるわけでございますが、実情はなかなかそろはならないといふところから小売り業との間の問題が起こつてくるのじゃないかと思うのです。

いま御指摘になりました八社の問題は、これは生協に免許を与えてということではないでございまして、生協の加入者から申し込みをとつて、この申し込みが一定の数量に達したならば、そこへ直接現物を運んで販売をするというやり方でござります。そういう意味では、実質は、消費者に対する直売といふことを実施しようとしておるのではないかと思うのです。この場合、かつての例としては、東駒という酒蔵会社が実行した例がございます。今度は八社といううことになりますと、おそらく統一銘柄をつくるとかいろいろなことを言つておりますが、そなりますと、おそらく協同組合をつくつてそこで統一銘柄を扱うといふことです。そのそれぞれの合理化とかいうことを通じて酒類をできるだけ低廉に販売をするという方向が本質的には一番本筋のことではないか、かように考へますと、こういう販売形態が一般化するといふことはむしろ不自然ではないか。ほかの製品でも同じことが言えるわけだと思ひます。そういう意味では、むしろ、現在行なつておられます。そのそれぞれの合理化とかいうことを通じて酒類をできるだけ低廉に販売をするという方向が本質的には一番本筋のことではないか、かように考へますと、こういう販売所を置けば、またこれは販売免許を要するわけでございますから、そういう意味では、はがきで申し込んで一定量に達すると持つてくる備蓄用の酒を販賣ならそれでよいわられるというところに小売りのリテイラーとしての効果があるわけでございます。そういう問題から申しますと、こういう販売形態が一般化するといふことはむしろ不自然ではないか。ほかの製品でも同じことが言えるわけだと思ひます。そういう意味では、むしろ、現在行なつておられます。そのそれぞれの合理化とかいうことを通じて酒類をできるだけ低廉に販売をするという方向が本質的には一番本筋のことではないか、かように考へますと、こういう販売所を置けば、またこれは販

売免許を要するわけでございますから、そういう意味では、はがきで申し込んで一定量に達すると持つてくる備蓄用の酒を販賣ならそれでよいわられるというところに小売りのリテイラーとしての効果があるわけでございます。そういう問題から申しますと、こういう販売形態が一般化するといふことはむしろ不自然ではないか。ほかの製品でも同じことが言えるわけだと思ひます。そういう意味では、むしろ、現在行なつておられます。そのそれぞれの合理化とかいうことを通じて酒類をできるだけ低廉に販売をするという方向が本質的には一番本筋のことではないか、かのように考へますと、こういう販売所を置けば、またこれは販

売免許を要するわけでございますから、そういう意味では、はがきで申し込んで一定量に達すると持つてくる備蓄用の酒を販賣ならそれでよいわられるというところに小売りのリテイラーとしての効果があるわけでございます。そういう問題から申しますと、こういう販売形態が一般化するといふことはむしろ不自然ではないか。ほかの製品でも同じことが言えるわけだと思ひます。そういう意味では、むしろ、現在行なつておられます。そのそれぞれの合理化とかいうことを通じて酒類をできるだけ低廉に販売をするという方向が本質的には一番本筋のことではないか、かのように考へますと、こういう販売所を置けば、またこれは販

おそらく、小売り免許の基準といふものは、距離だとか、資産だとか、収入の保証とか、いろいろな点があつて一つの免許基準みたいのが出ているのだと思いますけれども、これは一貫して変わらぬものなんでしょうか、どうなつておるのでですか。

○政府委員(吉國二郎君) 御指摘のように、消費者の需要の動き、あるいは過密過疎現象といふようなことに応じまして、小売り業の免許も弾力的に行なう必要があるということで、昭和三十八年に一般的にこの基準を改めております。その後も弾力条項を相当利用いたしまして、実際には申請のあつた約四割程度のものが免許になっておるところが実情でございます。大体、年間二千ないし三千くらいの新規免許が行なわれていますが、これはやはり都市集中あるいは団地が新しくできるといふようなことから免許が新しく行なわれておるわけでございます。本来ならば、免許者数がだんだんふえていくことは、もし全体の免許業者がある程度妥当にできておればそういうこともあんまりないわけでございますが、毎年二千ないし三千ずつふえるということは、それだけ地域の実情に応じた新規免許が行なわれていています。これに対しても弾力的に対処することで、たばこ小売り店それからパン屋に次いでかなり大きくなっております。しかし、御指摘のよくな団地化現象とかそういうものがどんどん起つてしまります。これに対しては弾力的に対処するということを忘れずにやつていただきたい、かようになります。

○横川正市君 私は、実は、生協のようなところは、免許の基準みたいなものを少しゆるめても許可を与えたほうがいいんじゃないかというふうに思つておりましたか、それはひとつ検討してみてください。

それからもう一つ、さつきちょっと触れたんですか、清酒を各取引段階で値引きをしたりリペートを出したりしているというそのことなんですが、これも一体具体的にはどういう状態

になつて、これはどういう理由で行なわれていてのかといふことが一つと、もう一つは、需給の動きの中で清酒の生産量あるいは消費量が洋酒その他のものと比べてどうなつておるのに押されて、伸び率が他の酒類と比べますとあまり大きな伸び率を示しておらないわけですが、需給の側からしてみて、ことに需要期に単価の値上がりがするといふことは、これはどういう意味合いなのか、この二つの点をお聞きしたい。

○説明員(中橋敏次郎君) 清酒につきましては、取引段階でおつしやるようリペートを支払われておるという事実がございます。もつとも、それが必ずしもお酒の現物とは限りませんで、金銭の場合は、單にお酒だけに限りませんで、あらゆる商品の場合もありますし、現物で来る場合もございます。ただ、この値引き、リペートと申しますのは、単にお酒だけに限りませんで、あらゆる商品とられておると思います。清酒につきましては、現在、そういう意味で、メーカーから卸、あるいは卸から小売りという段階にそれぞれ値引きが行なわれ、リペートが払われるおることは御指摘のとおりでございます。実は、私どもも、清酒の売り方としまして、これも一つの販売促進策といたしまして、卸店なり小売り店なりの販売努力を期待するという意味におきまして、その報償的なものとしてリペートを販売量に応じて出すということもあります。どちらも、これが行なうか。もつとも、これだけが売り方ではございませんで、もう一つの売り方として、先ほどちょっと御指摘がございましたように、広告宣伝をかけまして消費者に直接訴えるというのも、そんなあるいは清酒なりについての市場開拓をするといふことです。そのためにはよりましょくけれども、直接消費者に呼びかけまして自分のブランドなりに非難すべきものではない。もちろん、その広告費の投下のしかたにはよりましょくけれども、ますます消費者に呼びかけまして自分のブランドなりに非難すべきものではない。もちろん、その広告費がございましたように、広告宣伝をかけまして消費者に直接訴えるというのも、そんな操作されるものがあるというのを、初めて知った

そのものを引き下げるによりまして、いわば薄利多売方式と申しましょくか、そういうことを導入することによつて消費を獲得していくといふ措置も私どもとしましても業界に呼びかけておるわけでございます。業界のほうでも、かなりそういう面も考えまして、そのための特別のお酒をつくりてあるいはそのためのブランドをつくりまして売り出しているというところも各地に出でております。

それからお酒の価格でございますけれども、横川委員御指摘のように、需要期、たとえば年末年始に値段の変動があるのではないかといふことでござりますけれども、私ども今まで調査いたしましたところでは、必ずしも年末の需要期に価格が上がつたということはございません。過去におきますところの二、三年来に値上げが行なわれたといふことあるけれども、これも大体は不需要期をねらって価格の引き上げが行なわれておりますし、年の途中におきますところの需要の強さによりまして価格が上がつたという例は、いまだところ私どもとしては存じております。なぜかといふと、これはこのまま放置しておくわけですか。

○横川正市君 リペートは、一定率のマージンとは別個のものといふように出されているわけですね。それからマージン率があつてリペートがあるなら、実は、酒を安くしたほうが多いのじやないかというふうに思うわけです。どうも、私は、何回も言うようですが、酒をたしなまないものではから、新たな問題にいつもぶつかつてとまどいするわけですから、大蔵省の主税局、国税局が担当しているもので値段といふものがこんなに中で操作されるものがあるというのを、初めて知った

ところも、一つの積極的な開発努力であるとおもつてあります。ただ、その二つといふのが從来メーカーあるいは販売業者の売り方だったと思つておりましたが、最近は、いろいろな面から、それだけでもいかぬということで、消費者に渡る値段が、いよいよ高くなつて、それがまた一つの価格のあいまいさと言つております。ただ、その二つといふのが從来消費者の方々もとくそく思われるがちです。メーカー、卸の人たちもそういうものではないかとおもつとしましては、むしろ、お酒は、おつしやいきますように、そのつくり方、コストの状況、それから銘柄の力とていうことで、銘柄に応じまして価格は広げていつたほうが多いのではないかといふふうに考えておりますのですが、おつしやいますようにそれがまた一つの価格のあいまいさと言われますと困りますのですが、むしろ、そういう意味において、価格をばらつかせ展開させるといふことが今後の私どもの流通界に対する指導と申しますか希望と考へております。

○横川正市君 私は、いろいろ言つた中で、たとえば小売り店の免許といふようなものは、これは一つの既得権化しているわけで、そういうような場合には価格その他が勝手にやられてしまふといふものでなしに、ある程度あまり違わない。しかもあまり利潤率の高いものでない、そういうものが既得権化されているもの、窓口で販売される商品というふうに見ていいんじゃないかと思うのですがね。既得権化されたものが、非常にマージンが高くて、リベートもあって、もうけが大きいといふようなことは、取り扱いとしては少しおかしいのじゃないか。それならば、免許制度なんというのはやめて、そして取り扱い店舗は少しでも多く売るためにサービスを一生懸命するという方向に行つたほうが、既得権化することよりはより市民にサービスする結果になるんじゃないかと、こう思いますがね。そういう点からすると、たとえば二級酒の六百円の酒は、酒造業から出されるのは二百九十九円で、税金が百五十四円、それから卸のほうで五十円もうけ、小売りが九十七円もうけて、六百円に売られるということにいまなつていているわけです。直売方式でいままで売つたのをちょっと見ますと、たまたま三社で十人を書類送検されたという一重ラベル事件ですか、こういう不正があるので、あなたのほうでは、こういうことが起つてからと言われる材料になると、私はこれは相当考えていい問題じゃないだろうかと、こういうふうに思いますのが、この点は從前どおりでしょうか、または、考慮される余地を持つておるんでしようか。

○政府委員(吉國二郎君) 御承知のように、酒類につきましては、一番おそくまで統制ないし統制価格が残つたのでございます。そういう関係で、清酒におきます小売り、卸のマージンといふものの率が他の食品に比べて低いといふことがしばしば言われております。それがだんだんと現在はほぼ一般の商品の程度に追いついてきたという段階ではないかと思うのです。現在、酒の価格といふものが、人件費あるいは原料等の値上がりでコスト高になりつつあるということも事実でござりますが、全体の商品の価格の値上がりに対しても酒類の価格の値上がりはやや低目であるといふことは、やはり何となく酒の価格の値上げが抑えられきみであるという面があると思うのでございます。そういう意味では、卸、小売りの段階でも資金の上昇等によってマージンの増加というものが押えられ、それがリベートの形で次第に製造業者を圧迫した形で実現されているという面も、こればかりはより市民にサービスする結果になるんだけれども、そういう意味では、確かに、免許の仕方といふものについては、消費者の立場であれば、それが消費者価格に対して悪影響を及ぼすということは少ないのではないかと思うのですがね。それでも多くの人が相当激しく行なわれるといふ態勢であります。それからまた、もう一つの型としましては、私どもとしては、十分の資金援助なりありますけれども、そういう意味では、確かに、免許の仕方といふものについては、消費者の立場も十分考え、価格への影響を十分考えてやらなければなりませんけれども、そういう意味では、直売方式をやらないままでは、なかなか取引といふものを想定いたしておるわけですが、これからまた、もう一つの型としましては、自分のブランドを十分伸ばしていくと、うなづけます。それからまた、もう一つの型としましては、自分のブランドを十分伸ばしていくと、うなづけます。ただ、自分のブランドを伸ばすといふことは、たぶん、おっしゃいますように、直ちに新しい投資をやるというよりは、やはり古い設備をもつてそれを規模として最適にして、一律ではない。御指摘のように、私どもは、リベートがそのまま小売りの手に入るくらいなら価格を下げたらいではないかといふことをしきりに言つてありますけれども、必ずしも小売りの手元に残らず、あるいは資金として流出したり、あるいは特定のものに対する値引きといふ形で消滅してしまつたりといふ実情もございます。この点は、今後の酒類の価格形成のあり方となると、やはり、まずは、まず、小売りの手元に残らざるを得ない。そこで、おっしゃいますように、中堅のほうのおけ屋さんの設備が死蔵しないで、かえってそれで安い償却済みの資産を使えるといふ意味におきまして、おけ取引を使うことによって新規投資の場合よりもはるかにコスト面では有利に立つという方向も推進してまいりたいというふうに考えております。

○委員長(栗原祐幸君) 午後一時再開することとし、休憩いたします。  
午後零時六分休憩

○横川正市君 最後に、ちょっと先ほど触れましたが、中小で軒廻業される施設は死蔵されて、それから自由に需要に見合つた供給力を持つために、メーカーは設備投資をする。そういうことで、事実上は価格を安くされるのに、安くする要因といふふうに思いますが、そういう点の指導は考えておりますか。

○説明員(中橋敬次郎君) 現在掲げております構造改善事業では、必ずしも大きなものを育成するということです。いままで、先ほど横川委員が御指摘になりましたように、たとえば地場でブランドがよく通じておるものにつきましては直売型で十分生きていけるということで、その方法で体質を強化するという形をとつております。それからまた、先ほど御批判のございましたおけ売り取引でございますが、おけ売りの取引もやはり今後の清酒業界の中ではかなり重要なウエートを占めていると思います。もつとも、そのおけ取引につきましては、私どもとしては、十分の資金援助なりあるいは技術指導なり、いわゆる系列化をしたおけ取引といふものを想定いたしておるわけですが、これからまた、もう一つの型としましては、自分の中堅のほうのおけ屋さんの設備が死蔵しないで、かえってそれで安い償却済みの資産を使えるといふ意味におきまして、おけ取引を使うことによって総洗いをしてみたいといふ御意見は何回かもものに対して、從来、大臣としては、いろいろ審議の途上で御回答があつたわけですが、そういう議論の途上で御回答があつたわけですが、そういう税の負担率の問題ですね、これらの問題についてももう一度検討する必要があるのではないかろうかと、こういうように考えるわけなんです。

○戸田菊雄君 大臣に対する質問はわざか二十分ですから、ごくほんのりして質問いたしたいと思います。

○説明員(中橋敬次郎君) 第一の問題は、清酒製造業の安定に関する特別措置法案に対する問題であります。提案の理由によりますと、一つは融資の円滑化、一つは経営改善の合理化をかる、ないし酒税確保をやつていくこういうことがそのおもなねらいになつておられるのか。さらに、突き詰めていきますと、四十八年の十一月三十日までに統廃合を含めて整備するようですが、今後の経営改善の具体的内規等についてどのように一体お考えになつておられるのか。さらには、突き詰めていきますと、四十八年六月五日あたりから税制調査会が開かれまして、そして本格的に四十六年度税制全般についての検討を進めようと、こういう情報をわれわれとしていた。そこで、大臣としては、いろいろ審議の途上で御回答があつたわけですが、そういう中で酒税等に対する税の負担率の問題ですね、これらの問題についてももう一度検討する必要があるのではないかろうかと、こういうように考えるわけなんです。

○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

○横川正市君 休憩前に引き続き、質疑を行ないます。

○戸田菊雄君 質疑のある方は、順次御発言願います。

そういう販売数量等からいつでも、ちょっとともはり検討していく必要があるのでないだろかといふに基本的には考えるわけあります。そういう問題に対しても大臣はどういうお考えを持つておられますか、その辺が第二点であります。

○國務大臣(福岡赳夫君) まず、清酒業界の近頃な  
化、そういう問題につきましては、まさに今回に  
法律案がそれをねらつておるわけでございます。  
それによりまして、ただいまお話しがありま  
たが、コストを下げていく。つまり、その方法で  
いたしましては、低生産性の企業をこの際遠慮  
いたなく、こういう考え方になるわけあります  
す。私は、必ず、この法案が基礎になりまして、  
酒造業界は、その生産性の向上、つまり近代化、  
合理化に大きく前進するであろう、かように確信  
をいたしております。

そしやう第二点は、税制改正と二点つづいて

に理解をしておるのでありますけれども、先ほどの横川委員の審議の中でも若干出まして、国税長官なりあるいは簡税部長からも答弁のあったところでありますけれども、この辺の流通機構その他も十分検討していく必要があるのじゃないだろうか。ことに、今回のこの特別措置法の中には、販売部面に対しましてはそういう経営改善の諸措置というものはいさきかもうたつておらない。ですから、こういう問題について基本的に大蔵大臣はどういうふうにお考えになつておられるか、これがそとの第二点です。

さらに、物価等の問題と含めまして、先ほど国税長官の御答弁ですと、おおむね経営改善を終了した四十八年ごろまでの間に一～二%程度の生産コストのダウンをはかつていただきたい、こういうことなんなりますけれども、私の想定するに、新経済計画その他のから見まして、今後の日本の財政やそういうものは多分に拡大をしていく方向なんですね。そういう状況の中で物価上昇見込みといふものも年間25%程度といふものを考えておくのが至当然なんですが、そういう中で生産コストがダウンしたから、じゃイコール直ちにそういう価格引き下げまで酒の場合に行くのかどうかですね、この辺の見通しは一体どういうふうにお考えになつて いるのか。

時間がありませんから、一括して四点についてまず大臣の御見解を承りたいと思います。

○國務大臣(福岡赳夫君) まず、清酒業界の近頃な  
化、そういう問題につきましては、まさに今回の  
法律案がそれをねらつておるわけでござります。  
それによりまして、ただいまお話しがありま  
したが、コストを下げていく。つまり、その方法で  
いたしましては、低生産性の企業をこの際遠慮  
いただく、こういう考え方になるわけあります  
す。私は、必ず、この法案が基礎になりまして、  
酒造業界は、その生産性の向上、つまり近代化、  
合理化に大きく前進するであろう、かように確信  
をいたしております。

それから第二点は、税制改正をこれからどうす  
るかという問題に関連をされての話でござります  
が、六月の初めに税制調査会に集まつて、いただく  
ということを考えておるわけであります。この席  
におきまして、今後どうするかということにつきま  
して意見の交換を行なうということになると思  
います。懇談という性格のものにならうといふこと  
うに思います。その際には、衆参両院の大蔵委員  
会において御論議のあった事項について、特にこ  
れを調査会に当局より御説明をするということを  
主体にいたしまして懇談いたしたいと、こういふ  
ふうに考えております。

それから第三の流通部門について何か考えてお  
るかというお話をございますが、法的には考えて  
おりません。しかしながら、実際上は物価問題等が  
非常にむずかしい段階になつてきておるのであり  
ます。そういう際に、中間コストをどうしても下  
げていくと、ということを努力しなければならない、  
そのためにはいわゆる流通問題にも着目をしなけ  
ればならない、そういうふうに考えております。  
卸、小売りにつきましては、ただいまきわめてき  
びしい免許基準といふものをとつておりますが、  
ややこれを彈力化してみたい、こういうふうに考  
えておるのであります。これによりまして自由競  
争の働く分野といふものを少し高めるという結果  
になります。しかし、これがまた無制限といふ形  
けにはいかない、これはかなりの留保を必要とす  
るわけがありますが、そういう方向に行くことを

ただいま考へておる次第でござります。  
それから第四に、物価問題に対する影響いか  
というお話をござりますが、近代化、合理化が  
の立法によりまして進む、それに伴いまして生  
コストがかなり引き下げる。いま、主税局  
は、一％ぐらいは下がるのじやないかといふ  
応の見通しをしておりますが、しかし、他面に  
きまして、物価の上昇がある程度あるといふこ  
はまた避け得られません。したがつて、その見  
いになりますが、酒の値段が名目上どういふふ  
くなるかということはかなり微妙な問題になつ  
くるであろう、こういうふうに思いますが、も  
この措置なかりせば物価の影響をフルに受けける  
ことになりますが、この措置によつて物価の影響  
かなり消していくという効果を持つであらうと  
うことを期待しておるわけでござります。  
○戸田菊雄君 それからこれはあとでまた審議  
されるようになるのであります、漁船再保険の問  
題で一点ほどお聞きしておきたいと思ひます。  
それは大臣伺います。

ておると。そうすると、その差額を負担していくわけですね。共済として。そういう場合の補償額が非常に低いのではないかと、現地の現在置をしておる組合員等の中からいろいろいろいろ意見が出るわけであります。

それから、もう一つは、たとえば昨年の坊主大火で、風があつた場合のように、各般のワカツメとかコブが相当被害をこうむる、そういうことに対しても、政府は激甚災害を適用していく。そういう場合には、共済組合に加入をしておる人には、一たんせん賠償金等からその損害に対して一定の救済措置を行なう。一方は、激甚災害の適用でもって国家補償がなされる。そういう場合に、加盟しておらなかつた人は、ストレートに国家補償の激甚災害のはゞから来る補償を受けることになるわけです。ところが、共済組合に加盟しておるがゆえに、それだけで

の人は、一たん救済対象として措置はしておくれませんが、それを相殺されるわけですね。だから、現地で受ける皆さんの印象としては、どうも、共済組合に加盟しているのがえらい何かそういう二重の補償態様がある場合には損をするのではないか、こういう印象を受けます。こういう問題について、本来、共済組合等に対する国家補償全体も、それぞれ割合があつて國家負担をやつておるわけがありますけれども、まだ不十分な段階であります。ことに、そういう異常事態のような場合の災害の補償態様については、もっとやはり高額なものとそれと補償してもいく必要があるのではないか、こういうように考えまするので、そういう面は将来十分検討する必要があるうといふうに考そるわけであります。そういう問題について、中身としては二点あります。するけれども、大臣の見解を承っておきたいと思います。

限度額率を適用いたしまして、その実績がやつと  
今年の五、六月ごろ最終の成績として出てまいる  
ということをさぎりますので、その成績を見た上  
で検討をしてまいりたいふうに考えてまいりた  
いと思います。

○戸田菊雄君 あと一〇分延びたそうですから、  
主税のほうに御質問申し上げます。申しわけござ  
いません。——それでは、この際ですから、大蔵  
大臣にももう一点が二点伺いたいと思います。その  
第一点は、従来、経営改善等のために国庫が一定程度  
の補償を出してそれでいろいろ処置をされてき  
た。きのう大蔵当局のほうからいろいろお伺いし  
たのであります。たとえば石炭の場合ですね額  
は私もいま資料を持っておりませんから違つていい  
る点があれば御指摘願いたいと思うのですが、私  
の記憶では三千二百億円見当出しておる。それか  
ら特定織維の場合の一億五千万円程度出ていると  
思うのです。それから塩の場合は百十五億程度負

相をしている。それぞれその業種の育成強化といふことでやられておるわけです。あとでいろいろとこまかい質問をしていくつもりでありますが、經營の改善政策をやられますと、相当数にわたつたが、それで醸造会社が統廃合でもつて整理をされる。その形はいろいろあります。形はいろいろあるのですから、そういうものに対しても、もう検討して、現下の既存数というものを根底に守つていくといふ形になつていくわけですね。ですから、そういうものに対しても、もう検討して、何か七億程度政府は出資をする、あとはもう全部会社が負担をしていくことになりますが、これはまさしく従来の慣行からいけば異例の措置ではないかといふうに考ふるのです。もつとやつぱり手当て措置があつていいのじゃないかと、そういうふうに考ふるに考えるわけです。そういうふうに第一点としては考ふるのでありますけれども、その辺の大蔵の見解についてお伺いをしたいと思います。

それからもう一つは、基準指數の問題でありますけれども、これは昭和十一年の実績を百万としますして、それで内容としては一キロリットルに大体該当するのだろうと思ふのであります。それで、基準指數をそれぞれ積算していくこと、基準指數というものをそれぞれ積算していく。この基準指數の積算の土台といふものが、その辺にあるということは、經濟の変化その他かかるべく必ずしも妥当ではないのじやないか。もちろん、その後、三十六年ごろですか二回ほど若干の修正は見ておるようでありますけれども、こういう問題について基本的にどう検討され、考ふられているのか。

それからもう一つは、今回の改正の内容に、日本酒造組合中央会のいわば業務方法書の中で処理されるような内容について、具体的には納付金制度の問題について、大臣命令ということで罰則を加えられるようになつてゐるのですね。こういふものに対しても、私は、どうも法律のあり方か

らいつてきわめてますいのではないだろか。これらは、言ってみれば自主運用だらうと思うのです。そういうものに對して今回の特別措置法に基づいて一定の罰則強化をやっていく、こういうことは妥当じゃないんじゃないか。先ほど来、衆議院の修正案の提案の説明もあったようありまするけれども、どうもその辺に法律上の問題として疑義があるわけあります。この辺について大臣はどうのようにお考えになられておるのか、この点が第三点。

それからもう一つは、転廃業者に対するところの一つの補償措置の問題であります。今後やはり経済が相当膨大になってくることは間違いないし、財政需要も拡大していくことは間違いないのですが、そういうものに対しても、補償措置が、今年度は四万円ですね、来年度は三万円、次年度は二万円、そして一万円、逆に補償計数というものが下がっていきますのは、これはどうも私としては納得がいかない点なんですね。だから、こういう問題について大臣はどうのようにお考えになっているのか、その辺の見解をひとつ、内容のこまかい点については別途また質問してまいります。

以上四点です。

○国務大臣(福田赳夫君)　いま、七億円の補助が過少ではないかといふうに伺つたのですが、これは七億円ではないんです。ことは七億円お願いしておりますが、来年度予算でさらに七億円をお願いしたい、かように考えております。合わせて十四億円になるわけですが、それに業界から七億円を拠出いたしまして二十一億円、そしてその二十倍の保証能力を付与するということになりますので、四百二十億円の保証というか、担保能力がこれによつて付与されると、こういうことになります。これは政府の援助といえは援助でありまするが、実はこの法律は二つ内容があるのであります。一つは、ただいま申し上げましたよ

な、酒造業者が自主流通米ができました結果、造石数量に対する担保力というものがなくなつてしまふやう、それを補う必要があるというので、こ

が第一点。それから第二点は、これはそれこそいまだお話しの企業整備のほうの問題なんであります。つまり、納付金を徴収する。そして、納付金を中央会が給付金の財源に充てる、こういうことになるわけであります。この給付金つまり企業整備のほうにつきましては、何らの援助をしておらない、金銭上の。ただ、政府は、大蔵大臣命令をもつて、納付金を納めない人がありました場合に、納付命令を出し得る、こうしたことだけをもつて企業整備の援助をしていこうということであります。前者の七億円、また来年七億円積んで十四億円になりますが、これは将来保証担保能力を必要としないというような事態にこの業界の合理化ができたその際におきましては、何らかの形におきまして政府に返していただきたい、こういうふうに考えてるのであります。この法案は、田さんがおっしゃられるように、この措置は非常に薄いといふような御感触かもしれませんけれども、石炭のような場合と違いまして、石炭はこれは減びいくというか衰退産業なんです。ところが、清酒のほうはそういうのではありません。だんだんと造石数があふえる、そういう産業でありますので、石炭のようなあいう措置は必要はあるまいという判断で、ただいま申し上げましたような二つの方法をもつて援助をしよう、こういう考え方をとつたわけでございます。この辺で妥当であると、こういうふうに考えております。

第二点の基準指數の積算につきましては、国税庁長官からお答えするようにいたしたいと思います。

第三の納付金につきまして、罰則をつけるのはひどいじゃないかというお話をございますが、ただいま申し上げましたように、政府はこの企業整備にあたりまして何らの金銭上の援助はしないのです。広く業界から納付金を徴収する、その納付

金を財源としたとして給付を行なう。こういう仕組みをとつておる。この仕組みをとつておるやうのものは、これもただいま申し上げましたように、清酒業界といふものは、そう前途を悲觀される産業ではない、こういう考え方につつわけでございますが、しかし、納付金がありませんと、政府から何の援助も受けない、金銭上の援助も受けない企業整備といふものが実行できない。そこで、納付金の納付といふものは、これは確実にならなければならないというふうに考えた次第でござります。納付金の納付が一人でも拒まれると、いろいろなことになりますと、これは私も私もといふようなことも考えられないことではない。そこで、納付金に対しましては、その納付が確実に行なわれるようにならなければなりません。そこで、納付金が行なわれない、したがつて免許のうう際には免許取り消しまでいけると、こういうことが妥当であるという結論に到達した次第でござります。実際問題とすると、私どもは、そういうことでいろいろ考えたのであります。そういう際には免許取り消しまでいけると、こういうことが妥当であるというふうに思つておるやうな事態は予想はしておりません。また、そんなことのないようになつたし、こういうふうに思つておますが、制度として万々が一何かそういう事態があつた場合に、この納付金の納付が担保されるといふ制度がなければこの制度は動かない、こういうようなことから、免許の取り消しまで及ぶところの保証手段をとるといふことにいたした次第でござります。

それから第四の転廃業者の補償額の問題ですが、これは最初は四万円、次は三万円、次の年は二万円、その次年は一万円、こういうふうになつておりますが、最近の酒造家の所得といふのは、大体一キロットル一円とくらべて踏んでおるわけでございます。ところが、すぐもう企業整備に着手しようといふ人につきましては、私どもが想定しておる四年後には自由化される、その四年前に行なわれるのありますから、四年間の所得を失うということになる。そこで、その

仕組みをとつておる。この仕組みをとつておるやうのものは、これもただいま申し上げましたように、清酒業界といふものは、そう前途を悲觀される産業ではない、こういう考え方につつましましては三万円となり、また二年おくれる人につつきましては二万円となり、三年おくれる人につつきましては一万円となる、こういう考え方をとつたのであります。これも妥当な考え方である、かように考えておるわけであります。

**○松井誠君** 大臣に二、三點お尋ねしたいと思います。

順序が引つくり返るものですからなかなか質問しにくいのですけれども、最初に、いま戸田委員から話しがありました、いまらうと御答弁がありました。納付金の納付が一人でも拒まれると、多少うなずける点がなにでもありますけれども、しかし私はやっぱりどうもすつきりしない。衆議院でああいう修正をしましたけれども、依然としてやっぱり問題のお話を聞いておりまして、多少うなずける点がなにでもありますけれども、やはり私はやつぱりどうもすつきりしない。衆議院でああいう修正をしましたけれども、依然としてやっぱり問題の本質は残つておると思います。この条文を読んでいきました限りにおいては、納付命令といふくだりが出来までの間は、給付金といふものはいわば私的な金だといふ印象を受ける。ところが、いきなり納付命令といふものが出てきて、木に竹を継ぎだよな妙な納付命令といふものが政府の横やりから出てくるのは一体どういうわけだと、そういう見解からかような考え方をとつたわけであります。したがつて、納付金の納付が実行されないと、これは中央会の徴収する納付金であります。つまり、酒造業界が混乱し、收拾困難であるといふような事態になりますれば、これは酒税の保全自体が困難になる。そういうことを考へますと、これは中央会の徴収する納付金であります。つまり、酒税の保全に非常に重大である。つまり、酒造業界が混乱し、收拾困難であるといふような事態になりますれば、これは国家的に公益性的な納付金である、こういうふうに考へておるわけであります。したがつて、納付金の納付が実行されないと、これは中央会の徴収する納付金であります。それで、中央会の仕事に困がることの介入するのにおかしいじやないか、こういうような感触が衆議院のほうでもあつたのです。それはなぜかといふと、中央会は、全酒造業者の強制加入を前提とする会ぢやないんです。事実、一酒造家はこれに入つておらないといふような現状でござりますが、しかし、そういう状態でありますから、今度のこの措置を行なわんとする場合におきましては、別個の強制措置を持った一つの企業整備の機構を設ける、こういうことにいたしますと、いま持たれた御感触は払拭されるといふふうに思うのです。しかし、一方に、一軒だけが入らぬ仕組みが前提としてあるなら、納付命令といふものは決して唐突ではないのですけれども、そういう納付について、納付命令を出すまでは何にもタチをしないでおいて、今度は納付命令で引き取り納付金の性格が変わるかのよろこの仕組みといふものはどうもやつぱり解せないのでありますけれども、再度お答えをいただきたい。

**○國務大臣(福田赳夫君)** 今回の納付金は、中央会がこれを徴収する、こういう法的の性格を持つております。おりますが、この納付金が集まるか集まらないかといふことは、企業整備ができるかできないかといふことは、企業整備ができるかであります。この企業整備ができるなかつたら一体どうなるんだといいますと、酒造業界は相当混乱するであろうといふうに私ども考へておられます。そういう酒造業界の混乱を防止するといふ法益を考えますときに、これは酒造業界の納付金ではありますけれども、その意味が非常に重いです。つまり、酒税の保全に非常に重大である。つまり、酒造業界が混乱し、收拾困難であるといふような事態になりますれば、これは酒税の保全自体が困難になる。そういうことを考へますと、これは中央会の徴収する納付金であります。つまり、酒税の保全に非常に重大である。つまり、酒造業界が混乱し、收拾困難であるといふような事態になりますれば、これは国家的に公益性的な納付金である、こういうふうに考へておるわけであります。したがつて、納付金の納付が実行されないと、これは中央会の徴収する納付金であります。それで、中央会の仕事に困がることの介入するのにおかしいじやないか、こういうような感触が衆議院のほうでもあつたのです。それはなぜかといふと、中央会は、全酒造業者の強制加入を前提とする会ぢやないんです。事実、一酒造家はこれに入つておらないといふような現状でござりますが、しかし、そういう状態でありますから、今度のこの措置を行なわんとする場合におきましては、別個の強制措置を持った一つの企業整備の機構を設ける、こういうことにいたしますと、いま持たれた御感触は払拭されるといふふうに思うのです。しかし、一方に、一軒だけが入らぬ仕組みが前提としてあるなら、納付命令といふものは決して唐突ではないのですけれども、そういう納付について、納付命令を出すまでは何にもタチをしないでおいて、今度は納付命令で引き取り納付金の性格が変わるかのよろこの仕組みといふものはどうもやつぱり解せないのでありますけれども、再度お答えをいただきたい。

会がこれを徴収する、こういう法的の性格を持つております。おりますが、この納付金が集まるか集まらないかといふことは、企業整備ができるかできないかといふことは、企業整備ができるかであります。この企業整備ができるなかつたら一体どうなるんだといいますと、酒造業界は相当混乱するであろうといふうに私ども考へておられます。そういう酒造業界の混乱を防止するといふ法益を考えますときに、これは酒造業界の納付金ではありますけれども、その意味が非常に重大である。つまり、酒税の保全に非常に重大であるといふような事態になりますれば、これは酒税の保全自体が困難になる。そういうことを考へますと、これは中央会の徴収する納付金であります。つまり、酒税の保全に非常に重大である。つまり、酒造業界が混乱し、收拾困難であるといふような事態になりますれば、これは国家的に公益性的な納付金である、こういうふうに考へておるわけであります。したがつて、納付金の納付が実行されないと、これは中央会の徴収する納付金であります。つまり、酒税の保全に非常に重大である。つまり、酒造業界が混乱し、收拾困難であるといふような事態になりますれば、これは国家的に公益性的な納付金である、こういうふうに考へておるわけであります。したがつて、納付金の納付が実行されないと、これは中央会の徴収する納付金であります。それで、中央会の仕事に困がることの介入するのにおかしいじやないか、こういうような感触が衆議院のほうでもあつたのです。それはなぜかといふと、中央会は、全酒造業者の強制加入を前提とする会ぢやないんです。事実、一酒造家はこれに入つておらないといふような現状でござりますが、しかし、そういう状態でありますから、今度のこの措置を行なわんとする場合におきましては、別個の強制措置を持った一つの企業整備の機構を設ける、こういうことにいたしますと、いま持たれた御感触は払拭されるといふふうに思うのです。しかし、一方に、一軒だけが入らぬ仕組みが前提としてあるなら、納付命令といふものは決して唐突ではないのですけれども、そういう納付について、納付命令を出すまでは何にもタチをしないでおいて、今度は納付命令で引き取り納付金の性格が変わるかのよろこの仕組みといふものはどうもやつぱり解せないのでありますけれども、再度お答えをいただきたい。

**○國務大臣(福田赳夫君)** 酒税の保全はまあいろいろのことをしてしなきやならぬわけですが、たとえば造り酒屋ですが、その酒税の納入を怠つたといふだけではこの措置の合理化といふのはできないのじやないかといふことです。

いま申し上げましたような機構の重複といふようにすることを避ける意味におきまして、ひさしを借りるといふことがまたこれが一つの常識ではないつきました。つまり、三年おくれる人につきましては一万円となる、こういう考え方をとつたのであります。これも妥当な考え方であります。かように考へておるわけであります。つまり、酒税の保全に非常に重大である。つまり、酒税の保全と納付金の確保といふことは、因果関係がないといふわけじゃありません。つまり、酒税の保全のために必要だといふけれども、ずいぶん遠いと思うのです。大風が吹けばばおけ屋がもうかるといふような話がありましたが、それほど遠くはないにしても、ずいぶん遠いと思う。酒税の保全のために必要だといふけれども、ずいぶん遠いと思うのです。大風が吹けばばおけ屋がもうかるといふような話があります。それで、中央会の仕事に困がることの介入するのにおかしいじやないか、こういうような感触が衆議院のほうでもあつたのです。それはなぜかといふと、中央会は、全酒造業者の強制加入を前提とする会ぢやないんです。事実、一酒造家はこれに入つておらないといふような現状でござりますが、しかし、そういう状態でありますから、今度のこの措置を行なわんとする場合におきましては、別個の強制措置を持った一つの企業整備の機構を設ける、こういうことにいたしますと、いま持たれた御感触は払拭されるといふふうに思うのです。しかし、一方に、一軒だけが入らぬ仕組みが前提としてあるなら、納付命令といふものは決して唐突ではないのですけれども、そういう納付について、納付命令を出すまでは何にもタチをしないでおいて、今度は納付命令で引き取り納付金の性格が変わるかのよろこの仕組みといふものはどうもやつぱり解せないのでありますけれども、再度お答えをいただきたい。

それから第四の転廃業者の補償額の問題ですが、これは最初は四万円、次は三万円、次の年は二万円、その次年は一万円、こういうふうになつておりますが、最近の酒造家の所得といふのは、大体一キロットル一円といふふうに踏んでおるわけでございます。ところが、すぐもう企業整備に着手しようといふ人につきましては、私どもが想定しておる四年後には自由化される、その四年前に行なわれるのありますから、四年間の所得を失うということになる。そこで、その

かつたならば、酒税全体としてこれが徵収確保に非常な不安な状態が出てくるというその大きな問題につながってくるわけです。そういうことを考えますると、一酒造家の酒税の保全というような問題よりは、はるかに重い立場にあると、こういうふうに考えますので、したがって、一清酒業者に対する酒税の保全につきましても、きびしい調整措置、あるいはそれとほほ似たようなこの納付金の実行、これを担保する措置がとられるということは、私はこの制度の根本に思いを及ぼしてい

ただきますすると十分御理解がいただけるのじやあります。  
○松井理君 なるほどうまい理屈があつたと思う  
のですれども、しかし、じゃこの措置がなければ  
ば保証がないかといふと、決してそういうわけで  
はないわけですね。訴訟を起こして取るといふこ  
とはできるわけで、しかも、この納付金の額とい  
うのは一応基準があつてきまつておるのですか  
ら、その訴訟そのものが非常に難航して何年もか  
かるということになるわけはない。ですから、普  
通の民事訴訟の手続で取れるという担保はあると  
考えていいと思う。そのほかになお納付命令をや

くも言われた、経過措置で何か新しい事業団みた  
いなものを持つる予定だつたけれども、それがで  
きなかつたといふ経過からならば、私は多少納得  
できないわけでもない。こういふことはなかつた  
ですか。むしろ、業者のほうから、免許取り消し  
というようなことでおどしてもらわなければとて  
も責任は持てませんよ。そういうことで、非常に  
齊合性といふようなことを重んずる役人としては  
ちよつとういう異例の措置をとつたのは業界の  
要求でもあつたんじやないか。そうでないといふ  
と、こういう形でまで介入しなければならぬとい  
う実際的な理由というのがよくわからない。

○國務大臣(福田赳天君) その衝に当たつた者か  
らお答えを……。

税の保全のための酒團法には、アウトサイドナーに對して大臣命令が出せるということになつておるわけでござります。大体、考え方の構想は酒團法の考え方を取り入れまして、この酒團法のアウトサイドナーを含めた大蔵大臣命令といふものは、酒團法の八十四条におきまして必要な命令を出すことができまして、それに違反した場合には酒團法におきましては罰金並びに懲役まで含めた刑罰があつて、その刑罰を受けた場合には、酒造業の免許あるいは酒の小売りの免許が取り消されるという形になつておるわけでございます。そういう意味におきまして、今回の措置は、少なくとも酒團法において酒税の保全のために必要だと考えておる命令の先ほど大臣が答えておりますように最たるもので、業界全体を含めた構造改善の非常に重要な大臣命令にむしろ該当する事柄であるということで最終的には担保しておくのが筋ではないかということで、決して業界がどうとかいうことではなくて、筋として酒團法をそのまま持ってきたと感じでございます。

のがあると思う。だとすると、清酒業界の近代化をはかるのに、小さいものを切り捨てるといふそういう姿勢が当然のことのようにして前提をされ、一体いいんだらうか。あとで私も構造改善なり自主規制なりの具体的な内容をお伺いをしていくつもりでありますけれども、どうも、大臣が言わされたように、生産性の高いもの、つまりは規模な経営、そういうものを中心にして、小さいものは切つっていく、そういう方針であるように思われましたし、現にいまの大臣の答弁ではそうだと思う。そこに私ども政治の責任というものがあまり感ぜられないわけです、その点はどうでしよう。

○國務大臣（福田赳太夫君） いまこれが切り捨て的な措置であるといふようなお話をありましたが、決して切り捨てじゃないのです。これは世の中がたいへん日進月歩の勢いで近代化合理化をされておる時代であります。それによつて生産性がどんどんと上がつていく時世であります。そういう中において、生産性の低い部門はどうしたつて競争場裏から脱落しなければならぬという宿命に置かれておる。それじゃ困ると、こういうのが私どもの考えです。つまり、多年、酒造業界といふものが秩序なく混乱裏にそういう事態におちいるといふことは、私どもは見ておられない、ここで道をつけよう、こうしたことなんです。切り捨てどころじやないのであります。これを大いにあたたかく抱擁していく、こういう考え方に基づくわけであります。さらばこそ、こういう立法までお願いをいたしまして、そして秩序ある企業整備が行なわれるよう、とういう考え方であります。血も涙もなく生産性の低い部門は脱落をさせるのだというような考え方とは全く逆に、時代の流れに応じまして秩序ある企業整備が行なわれるようになります。こういうことが私どもの眞意であります。

○松井誠君 みじめな死に方をするよりも、苦しい死ぬよりも、安楽死をさせてやろう、そういうような考え方と同じだと思うのです。安楽死をさせる考へ方が必ずしも人間尊重そのものではないと思う。ことはじめをつかまえるのじゃありませんけれども、低生産性のものには遠慮していなくて、ただくといったそのことが業者のつぶやきにもやつぱり似たようなことがあるわけです。五年間の間に自由化をする、自由化をして、さてふたをあけてみたときには、大企業のシェアが大きくなつておつて、ほんとうに零細な企業のシェアといいうものは自然と縮まつておる、そういう結果をこの五年間にもたらす、そういうことを自主規制といふ名で実はやつておる。小さい業者としてはとてもつくれないよろんな、実際の需要を上回るような生産規模の目標を出して、大企業はそれを達成できる、しかし、小さい企業は、販売力がありませんし、金がありませんから、そういう従来の実績を上回るような目標を示されても、それをつくる能力がない。したがつて、おのずと大きな企業のほうのシェアといいうものが太っていく、そういうことを自主調整といふ名前でやるのだ。われわれは無理なんです。初めからできない。三割五分増しの生産をやれるのは大きな企業で、それが実績になつて、五年後の自由化というときにはそこでスタートするということになると、こういう業者の嘆きといふものを聞いた。ですから、そういうことを考へると、業者自身がこの法律案に賛成しているのですから私が反対をすべきいわれはないが、その底に流れている考へ方については必ずしも首肯できない。生産性の低いものがいまの自由競争の中でそのまま生きていく個別経営一つ一つに手当てをしろなんということを私たち申しません。それならば、それで、協業化で生きていけるような方法、協業化することによって個別経営をやつしているときよりもいろいろな利点がある、そういうことを誘導することによつて安楽死も何をさせないで業界に残つていけるという方法を

もつと積極的に考えられないか、そういうことがこの数量規制の中で具体的にどのように措置され

○政府委員(吉國一郎君) ただいま御指摘がござりて  
いるのかないのか、この辺がもしおわかり  
だったらあわせてお伺いしたい。

いましたが、現在の酒造業者は三千数百、これが今後五年間に自由化体制に入るという準備をしていこうというのがこの規制でございます。もしこの規制をいたしませんで直ちに自由化をいたしますと、現在五割以上をいわゆる非提携おけ売りでまかなっております業者は直ちに経営困難をお持ちいるという方が目に見えております。そこで、とりあえず業界全体の申し合わせによりまして酒税の安定的な納付というものを確保するという意味において、酒團法四十二条による規制を行なつておるわけであります。五年間に最終的に自由化に近い姿を漸進的にしていくということでございまますから、決してこれは割当数量をふやすことによつて大企業のシェアをふやすということではなくて、一挙に大企業があやそらと思えばあやせるものを五年間になしくずしにやっていくって、その間にそれぞれの業者がその最終的な事態に対応でござるような態勢を整えさせようという趣旨でござります。それで、おっしゃるとおり、協業化とか共同化とかいうことをそれぞれ計画の中に織り込んでおります。最終の姿といたしましても、いわゆる大企業である広域的卸売型とか、狭域的——狭い地域での中小企業の卸売型、あるいは提携おけ売り型、あるいは直売型、つまり狭い地域でございますから卸を通さずに小売業に直接販売することによってマージンを得て生き残るという型、まあおおむね四つの型に分けまして、それように自分自身は生き残つていただけるという態勢を整えさせたい、そういう趣旨でございます。その協業化なり共同化なりは、それぞれの業界になつていく、それで五年後にその形で完全な自由化が行なわざれども、いかに原料米が自由に消費されようとも自分自身は生き残つていただけるという態勢を整えさせたい、そういう趣旨でございます。

う形のもの、しかも直売も不可能であるといふものがやはり残ると思うのでござります。そういうものは、結果においては自由化したときには経営困難におちいる。それが目に見えているだけに、どうしても協業もできないし直売にも徹せられないといふものは早目にやめていかざるを得ない。しかし、やめるにいたしましても、転廃業をするにはやはり相当の時間がかかる。そんだとすれば、この規制の五年間の間だけは製造したと同程度の利益を得られるようにして、その間に転廃業をはかるといふことが妥当であるうといふのがこの転廃給付金の性格でござります。

しまさうといふのではなくして、それぞれその規模に応じ、あるいは置かれた地域的条件に応じ、将来の自由化体制に対処し得る体質改善を行なう、それに乘れないものだけがやめる際には混亂を起してやめないように、大臣の申しました秩序のある撤退をするという意味で、給付金を出してその給付金によって四年間の問い合わせ事業をしてでも製造を行なつたと同様な利益を保障してやろうというものがこの法律の趣旨でございますから、決して低生産のものを一律に切り捨ててしまうというような考え方ではないので、あくまでも個々の業者の自主的な努力を生かしていく。努力してもどうしても無理だというものだけがそれでは私はやめますと言つた場合には、その業者がやめることによつて、実は石炭業その他と違いまして、全体の数量は毎年需要としては伸びてまいるのをございますから、残つた企業がいわばその利益を受けるということにかんがみまして、みんなで共助的に給付金を出そろ、こういう性格のものであるという意味では、おっしゃるようにな生きられるものはできるだけ生きていく、また、いまの業態としてやつていけるものはそれなりに体質改善をはかっていくというのが骨子であるわけでございまして、決して一律に切り捨ててしまうと言つ

ているのじゃないとどうことを申し上げたいと思  
います。

○松井誠君 これで大臣に対するお尋ねはやめますけれども、この五年間の構造改善の計画を見ておりましても、企業合規と一らのま六十幾つです

ね。転売業が六百幾つござりますけれども、企業の合同といふのは六十幾つです。なるほど協業化といふものはいろいろ進むといふことが書いてありますけれども、部分的な協業化といふのは、特に構造改善をどの程度推し進めるかわかりませんが、現在でもずいぶんあるようですね。協業化の中で、おけ売りのグループ化系列化といふのが一つある。おけ売りの系列化といふのは、ほんとうの協業とはまた違うわけですね。したがつて、それを除きますと、ほんくに言わせると、協業の行き着く先是合同だ、企業合同といふのをよく考えておるとすると、企業合同と協業化といふことがばらばらの指導じゃないのか。協業化といふのを推し進めて積み上げていけば合同といふものに達するというそいう展望を持つて協業化を進めなければ、もう少し合同といふものの数が大きくなつてきてもいいと思うのですが、どうもそりでない。ですから、ほんとうに協業化でこれからずっと——単に五年の間だけなしに、それからあとどういう手だてが講ぜられるのか、聞いてみなければわかりませんが、五年でぶつと切れるのではないかと。ですから、ほんとうに協業化でこれかぎりでないんですね。これから先も何年間か具体的に指導が行なわれるということになると、一体、協業化といふものの行き着く先をどんなことを考えておるのか、私は疑問なんですね。私は詳しことはあとでお尋ねいたしますが、しかし、大臣、いま長官の御答弁のように、低生産性は切り捨てるといふ意味で御遠慮願うといふ意味で言ったのではない、生きてください、どうしても生きられないときにはしかたがない、そういう姿勢なんだといふように訂正をした、こう考えてよろしくうござりますね。

ことに、誤解があるといけませんが、中小は御遠慮願うのだというような考え方にはいたしておられません。いろいろ努力いたしましても生産性が上がらない、自由競争に太刀打ちができないというものにつきましてはこれは御遠慮願う、こういうのが今回の考え方であります。

○鈴木一弘君 大臣に伺いたいのですが、今度の清酒製造業の法案を見えておりまして非常に感ずるのは、今までの中小企業関係のあるいは織維とか石炭とかそういうような法案に比べると、手を差し伸べていこうというのじゃなくて、逆に、つぶすのに一生懸命になつているような気がするのであります。最初に伺いたいのは、転廻業者の場合、これが六百軒になるか百軒になるかわかりませんけれども、納付金による給付金が出来る。一キロリットル当たり四十五年度は四万円、それ以後は一万円ずつ減るというようなことになつておりますが、実際にはその給付金だけで間に合うかどうか。たとえば千キロリットルつくっているところで、倉庫に直すとかいろいろするとして、も、これでは給付金が足らなくなるのではないか。そういう点で、その融資の面も考えられて、融資は中小公庫から八十億円を構造改善の対象にしたということでありますけれども、あの対象になつているのは現在七業種、これが加わって八業種、しかも、いまの中央会等が関係しておりますのは、商工中金には関係をしておりますけれども、中小公庫は出ていない。そうすると、これは中小公庫に対するの發言力は非常に少ないような感じがする。私はそういう意味で前々からお願ひしていたんですけれども、そうなれば、大蔵省と中小公庫との間ではつきりと覚え書きなり何なりかわす。そうして転廻業の場合には融資を率先して渡す——ワクをきめたりなんかすれば、そのワクをはみ出る場合があると困るわけであります。石炭の場合にはスクラップについては買い上げと協議書といふものをかわすことはできなかつたんだろうか。そういうような手厚いことがなければが、率先して融資するといふような覚え書きなり

四

いろいろなことがあつた。清酒の場合にはそれはない。また織維の場合には二台の輻出し機をスクラップにしなければ一台の輻出し機を増設できないといふふうになつております。それならば、清酒はどうかといえば、タンクをふやすのに二つづぶしたら一つふやすといふふうにもなつていい。だから、その点では転廈業者にとっては非常な不安があるのじゃないか。その融資の面について本気になって考えていただかないといざとなつた場合には中小公庫でやるのは通産関係のほうに優先してしまふのぢやないかといふ危惧を私ども持たざるを得ないわけです。その点、覚え書きがなければ、一体どういうような話し合いになつてゐるのか、また、最終的にはどういふふうに考へるか、これは中小公庫といふとも大蔵大臣のほうである程度のこともできると思ひますので、その点についての答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(福田赳夫君) 転廈業する場合の転廈

業の資金のお話をどうぞ思ひます。これにつきま

しては、清酒業だからといって特別な措置はいた

しておりません。つまり、これは一般の企業整備

資金というワクの中で処理するという考え方を

持つておるわけでござります。しかし、いすれに

いたしましても、酒造業者は、長い間の税務の

執行に忠実に協力をしてきた業種であります。そ

の方々が酒造業をやめられまして他に転ずる、こ

ういうよろんな際におきましたは、その願いが、そ

の希望が、その計画が実現されるように誘導して

まいるというのが政府の立場でなきやならぬ、そ

ういうふうに考えます。これに特別の融資ワクを

設けるといふふうなことをいたしますると、他の

業種に対しましても同様の問題が起ります。そ

ういうふうなことでそういう措置はできませんけ

れども、鈴木さんがいま御心配になられるような

事態がないように、私どもは十分配慮してまい

る、そういうつもりでやつておるのであります。

○鈴木一弘君 十分にといふことを私も大臣の答

弁でありますから十分信用しておきたいと思いま

すが、今回の法案で、私ははつきり申し上げて、五年間の不況カルテルが現在までおるわけですか。これは大臣も御存じないのかもわかりませんが、第五十一国会の衆議院の物価特別委員会にお

いて不況カルテルは三年間ぐらいといふことが附帯決議をされているわけです。その辺のことは御存じの上で五年間といふふうになさつたのか、あるいはその五年間といふふうにについて特別な事由

があるのか、そういう点を言つていただきたい。

○國務大臣(福田赳夫君) 構造改善を伴う不況カルテルにつきましては、特例的に五年のものも認めると、いろいろことに政府全体として申し合わせて

いるかのようにいたしておるのであります。

○鈴木一弘君 いまの問題についてですが、その附帯決議にはこのようにあるわけです。「なお、

内に事態の收拾が困難なる部門については特に根本的な構造改善対策を実施することとし、財政投融資等を集中的に行なうこと」と、こうなつて

いるわけであります。そうすると、今回は先ほど

尋ねがありましてお答えを申し上げましたよう

に、中小企業金融公庫の転廈業のワクですね、こ

れを活用する、こういうふうに考えておるのでござります。ことしの七億円、来年の十四億円、そ

れによるところの担保能力増ワク、これと企業整備とは直接の関連がない。関連のありますのは、

中小企業金融公庫についてお答えを申し上げましたと、こういうふうに御理解を願います。

○鈴木一弘君 いまの信用保証基金のことについ

て、現実に資金需要量はどうていこの四百二十億

といふふうな点では間に合わなくなつてくるのではないか、これが増額といふことが必要にならないか、

これは私は非常な不安があるようだがするの

でありますけれども、その点は十分なんですか。

○政府委員(吉國二郎君) 御承知のように、現在

酒造資金の概算をいたしますと、約千二百億円程度でございます。その中で、自己資金であつてお

りますものが約二百億円、それから自己調達によ

りますものが約四百億ちよつとだと思います。残

少しこれは業界等の要望を入れてふやされたほう

がよかつたのではないといふふうなことがあります。この六百億

円といふものは、御承知の基準指數担保といふこと

で借りられてまいつたわけでございますけれども、これが実は五年後にはゼロになるということ

がござりますので、その間のいわばつなぎと申しますが、それを代替するためにこの基金をつくつ

たわけでございます。もちろん、この基準指數

決議と両方を見ますといふふうに努力が足りないよ

うな感じがしてならないんです。御見解を伺いたい

と思います。

○國務大臣(福田赳夫君) これは二つ問題がある

ようですが、三十分位のところは、来年になるところ

は二十倍になつちやうのです。来年は二十七億

円の政府補助金をふやしまして二十倍といふこと

にいたしますので、一年間の経過的措置で、しか

も、三十倍といふことになりますけれども、三十倍

を使つうといふようなことは万々あるまいと、こう

いうふうに見ておるのであります。

それから、いまのその問題と不況カルテルの問題

とは、直接の関連はないのです。これは、自主

流通米が出てきた、そういう制度が出てきたこと

に伴う措置である、こういうことでござります

が、私どもがいま申し上げておるのは、構造

改善を計画しておる、そうして転廈業なんかをい

たすものにつきましては、先ほど鈴木さんからお

尋ねがありましてお答えを申し上げましたよう

に、中小企業金融公庫の転廈業のワクですね、こ

れを活用する、こういうふうに考えておるのでござ

ります。ことしの七億円、来年の十四億円、そ

れによるところの担保能力増ワク、これと企業整

備とは直接の関連がない。関連のありますのは、

中小企業金融公庫についてお答えを申し上げまし

たと、こういうふうに御理解を願います。

○鈴木一弘君 いまの信用保証基金のことについ

て、現実に資金需要量はどうていこの四百二十億

といふふうな点では間に合わなくなつてくるのではない

か、これが増額といふことが必要にならないか、

これは私は非常な不安があるようだがするの

でありますけれども、その点は十分なんですか。

○政府委員(吉國二郎君) 御承知のように、現在

酒造資金の概算をいたしますと、約千二百億円程

度でございます。その中で、自己資金であつてお

りますものが約二百億円、それから自己調達によ

りますものが約四百億ちよつとだと思います。残

りの六百億近くが酒造組合のあつせんによつて借

り入れられているわけでございます。この六百億

円といふものは、御承知の基準指數担保といふこと

で借りられてまいつたわけでございますけれども、

も、これが実は五年後にはゼロになるということ

がござりますので、その間のいわばつなぎと申

しますが、それを代替するためにこの基金をつくつ

たわけでございます。将来は、その間に構造改善をはか

りますが、この法律ができますと、そのささえによりま

す。それで勘案いたしますと、さしあたり四百二十億

円といふワクをもつて十分であるといふことができ

ます。将来は、その間に構造改善をはか

りますが、この法律ができますと、そのささえによりま

す。それで勘案いたしますと、さしあたり四百二十億

ら、どうしても一級と二級の間には二百円差をつけるなければならぬとか、あるいは一級と特級の間に差をつけなければならない、こういうことがあります。そういう点で、結局、指導価格といふものができているのじやないか。税を見るためにも差をつけなければならぬ、格差をつけたといふことは私はおかしいと思う。二級でも、八百円のものがあつていいだらうし、八百九十九円、九百円のものがあつてもいいでしょうし、と思うのでありますけれども、そななると、税率のほうからいって、一級と二級との間に高い二級をつくったほうがもうかるとということになると、これは酒税を確保するのにぐあいが悪いといふので指導価格ということがされている。だけれども、指導価格で押えるということが、逆にアルコールの添加料をいつまでたつても減らさないというようなことになつてくるでしょうし、そういう点で、級別課税ということが、しかもそれが従量課税ということが一つの大きな弊害を生みつづけるのじやないか。むろん、いまは、そういうような級別課税とかあるのは従量課税というのをやめて、従価税一本にするべきではないか。一級、特級というようなそういう級別の認定はやめて、また業者がこれは特等の酒でござりますとかそういうことを自分の蔵から出すときにおつけになるのはけつこうですけれども、税のほうでもつてやるのはどうか。私は、ども考へても、一級と二級のきめ方、こういうものから見ても非常におかしいし、大体国税局のほうから価格についての指導をするということとは、これは一つの大きな価格操作でもあると思います。その点で、級別課税をやめる、また、従価税一本にしていく、こういうようなことをすべきであると思うのであります。が、その点はいかがござりますか。

り段階で課税を行わなければならない。しかも、実際にどれだけの価格で現実に販売されたかどうかということをチェックするということが非常にむずかしい。行政上手間も要する問題でござりますので、検討はしてまいらなければならぬ問題でありましようが、執行の難点がはたして解決できるかどうかといふことをいま少し詰めなければ、理由の上では確かに従価税のほうがすんなりした感じはいたしますが、執行上いまのような級別課税というのもそれなりに税収確保という面では有効な方策になつてゐるという点は否定できないと思ひます。

○鈴木一弘君 それは、大臣、執行上の見解だけでもいまのような級別課税など置くべきじゃない。国民のほうに合わせてやるべきじゃない。国民のほうから見れば、二級のほうがおいしかったりしてしまふ場合がある。二級のほうが一級よりもいいというようなことになる場合だつて出てくる。そうなれば、良質の酒をということになれば、私は、従価税にして、級別なんということはなくすのがほんとうだらうと思うのです。そういう国民の感覚の上から見て、大臣はどう考えますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は今までその問題について考え及んだことがないのですけれども、よくこれは考えさせていただきます。簡単にお返事でない問題だらうと思います。

○鈴木一弘君 明年度において間接税の総洗いということがありますけれども、その際にはこの問題についても検討をいたしますか、いたしませんか。

○国務大臣(福田赳夫君) よく検討してみます。

○鈴木一弘君 先ほど戸田委員から質問があつたわけであります、例の税制調査会が六月五日から総会を開くということで、すでに新聞報道等で出てきておりますが、この中に所得税の課税標準を百十円万円に引き上げるというようなことを打ち出されると、いうことが言われております。大蔵省

の考え方——いうのがここに出でておりますが、それによると、扶養控除、給与所得控除の定額控除についてはおののおの一万円引き上げるということがあつたり、前回のこの委員会でも大蔵大臣の答弁では所得税のときには非常に前向きに云々といふ理解をしていました。一万円といふように理解をしていたわけであります。一万円といふようなことが大蔵省の考え方であるといふうに報道されるといふのは、これは火のないところに煙は立たない——新聞の言つていることはでたらめじゃないかと、こう言われるかもしませんが、全然火がなくて煙が出るということもないでしょ。そうすると、大蔵大臣のおっしゃつていることは、委員会操作の上だけでもうまいことをおっしゃつたのかどうか、私はそういう点を中心配しているわけであります。その点についてはつきり伺いたいと思います。

られた路線のようになつてゐるわけです。その点については、じゃ、大臣、今後そういう考え方について、特に国会等で大きな問題になつたような問題については、發言を慎ませるというか、そういうことを考えられないといつぱな福田大臣のもとで統制がとれてないよくな感じさせ私ども受けがるわけありますけれども、その点はどうなされるおつもりですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 報道機関のほうでいろいろ観測記事を書かれる、これは私どものほうは抑制するわけにはまいりません。これこそ論議迫使問題と、こういうことになるわけであります。(笑声) そのほうこそ私は慎まなきやならぬと考えておりますが、私どもとしては正真正銘まだ火はたいでおりませんから、この辺はひとつ御了承を願いたいと思います。

○鈴木一弘君 これにからんで、間接税の総洗いともなれば、あるいは高級自動車等の問題、こういうことが出てくるわけありますけれども、高級自動車課税の問題、特に、高級自動車の物品税引き下げ、あるいは自動車税の新設、こういったことがいろいろと問題になつてきておりますけれども、一方ではいわゆる自由化問題もある。そういうのとからまつてくるのか、からまつてこないのか。そういうふうにからめてやがて得ず自動車税をつくるとかいうことになつたりしたのでは、これはちょっと国民に与える影響は非常に大きい。その点のところの見解を承っておきたいと思います。

○國務大臣(福田赳夫君) 間接税の増徴ということは考えております。おりますが、いま私の念頭にありますのは、一般的な増徴ではない個別消費税の増徴、こういうことであります。その個別消費税の内容をどうするかということにつきましては、既存の物品税その他につきましては全部総点検をしてみたいと、こういうふうに考えております。なお、新しい課税対象につきましても検索してみたいと、こういうふうに考えておるのでありますが、その際に注意しなければならないこと

は、第一には物価対策との関連ということであります。これは十分気をつけていかなきゃならない。一般的に物価に影響を及ぼすような消費税の増徴ということは、これはとるべきではない、ということです。それからもう一つ、いま自由化というよくなお話をありましたが、そういう政策上の配慮、これも当然考え方をしなくてはならぬと、こういうふうに考えております。

いずれにいたしましても、いま具体的なこれといふ考え方を持っていないのであります。国会が済みましてからおもむろにこれらの問題の検討に入りたいと、かよくな段階でございます。

○鈴木一弘君 これは再びお酒に戻るのであります。大臣は、昭和十二年からお酒が統制になつておるのは、自主規制をされたことは十分御存じだと思いますけれども、それから以後だんだんお酒の統制ということになつてきたわけです。そのころを見ますと、玄米の使用量が約五十六万トン程度、アルコールの使用量並びに糖類添加物の使用量はゼロであります。ところが、現在に至ると約五十三万トンです。当時五十六万トンで、現在五十三万トンの玄米を使用している。しかし、お酒の量といふものは、戦前昭和十二年当時に比べれば、玄米の使用量が同じでありながら、消費量はふえておる。それは、当時使つていなかつたアルコールの使用量が十一万トンにも現在なつておりますし、また、糖類の使用量は三万六千トンにものぼつてゐる。こうしたことから、日本古来の文明といわれるような酒の製法でありますけれども、アルコールの添加がだんだん多くなつてきているというふうにしか考えられない。その点で、価格を押えたということから、いつの間にかこういうよくなわゆるアルコールを混ぜたよくなお酒になつてしまつた。こういう点では、わが国の文化といふか、酒の文化といふものはだんだんひずんでくるよくな気がするのですが、そういう意味からも、指導価格、いわゆる価格の管理はやつていないとそりやうに政府側で言っておりまつすけれども、はつきり申し上げれば、管理価格の

○政府委員(吉國二郎君) 御承知のように、アルコール添加、あるいは玄米醸造方式の酒、これは戦時に米の使用が極度に制限をされたときに、国民の飲料を確保するという意味で考案された方法でございます。しかしながら、この方法が非常に進んでまいりまして、現在では、アルコールを入れた酒というものが、日本古来のつくり方のお酒と本質的に違うという点がきわめて少なくなつておりますと思うのでござります。ことに、多年の嗜好の変化というものが次第にこれに付隨いたしまして、古来のアルコールを全然入れない酒をつくった場合には、はたして現在の人に合うかという点については、醸造家自身も相当疑問を持つておる点があるようでございます。そういう点では、アルコールを入れる醸造の仕方が非常に進歩してきたという現在においては、必ずしもこれが悪いとは私は言えないのではないかと、かように思うのでござります。

それと、先ほどの価格の制限のお話でございますけれども、現在、一級と特級、二級と一級の価格差を酒税を前提にしてある程度制限をしないと、二級でありながら、一級よりも高い酒が出る。そういたしますると、結局、安い税金を払って高いものが売れるという結果になつて、級別制度がくずれるばかりでなく、末端の消費価格に対する税負担率も非常に低いものになつて不公平になるということで、御承知のように酒税法の中に制限販売価格、つまり二級酒、一級酒についてそれは制限販売元価格という制度がございます。これは、酒の価格が非常に多様化いたしまして、二級と一級、あるいは一級と特級の差別がなくなつてきた場合に、級別を確保するためには、政府が、

り乱れておりませんが、その傾向が若干ずつ出てまいるおそれもございますので、一応一級酒については八百九十円というものを限度として考え方でござります。これは、逆に言えば、消費者のためになることでござりますし、また、同時に、酒税確保にもなるという意味で現在かようなことを実際上やつておりますが、これが守り切れないということになれば、場合によれば制限販売価格を正式に発動せざるを得ないという事態になるかもしれません。先ほどお指摘がございましたように、級別課税というものに対する問題、これを生んでいるという点では級別課税と一緒に検討すべき問題であることは思いますけれども、級別制度が現存する以上、その級別格差といふものを実際に維持するため、ある程度の級別のある酒に対する下級酒の上限価格というものを押さえざるを得ないということは私どももやむを得ない点ではないかと、かように考えております。

○成瀬暉治君 そうすると、三次はちよつと準備不足、したがつて四次は大体やるんだ、こういうふうに受け取つてよろしくおざいますか。

○國務大臣（福田赳氏君） 四次に銀行を加えますかどうか、これもまだきめておるわけじゃないんです。三次は日程として考えておるわけですが、とにかく、終局というかどこまでも不自由な状態に置くというわけにはいくまい、いずれはしなければならぬというふうに考えておりますが、これは外国の銀行がいま支店なんか出しておりますその日本の銀行業界との解け合いというか、そういう関係なんかも見ておるんですが、まだまだどうも自由化というような段階まで来ていいんだといふうな状態には認めておりません。そういうようなことで、そういう外国の銀行と日本の銀行となじみができるという状態、これをつくり上げるということがまず先決じゃないか、そういうふうに考えております。いずれは自由化するにいたしましても、慎重の上にも慎重に、さような考え方でござります。

○成瀬暉治君 自由化の問題は別としても、今まで産業構造がいろいろ変わりまして、金融のあり方というものあるいは資金の流れにいろいろな問題が出てくる。たとえば、中小企業でいえば、長期安定資金がほしい。それにからんで中期預金をどうするといふような問題が出てくるので、二年、三年というような案があるようですが、あるいはそれじゃ短か過ぎはしないかというような意見もあるようですが、あるいはその場合に預金金利をどうするとか、いろいろな問題があると思いますが、こういうふうなところでたとえば二年のを中心なのか、三年ものを中心にして検討されるのかどうかといふ点が一点。

それから自由化になるということになれば、いま、日本では、法律とといふより、むしろ行政指導というんですか、慣行が中心になつていろいろなことが行なわれてきたと思います。ところが、こへ外国の銀行が入ってきたということになると、はたしてそろした行政指導を中心といふよう

なことでやつていけるかどうか。やはり、そうしたことではなくて、何らかの法改正というようなことを当然必要になつてはしないかということを考えますが、そうすると、三次はむずかしいといふことになるならば、先走つてそりしたもののが法律改正といふようないふものが当然行なわれてこなければならぬと思いますが、それに対する御見解はどうか。

それで、答申が出てから何年たつが知りませんけれども、この際、そしたらしくなっておりますけれども、この際、そしたらしくなったような問題まで含めて、簡単にいえれば来年度いろいろなそらしたことが行なわれるものと私たちには了承していいものかどうか。

○國務大臣(福田赳氏)　これはきわめて大事な問題にお触れになつたわけでござりますが、外國銀行が日本に支店を持つてゐる、あるいはさらに入進んで投資を行なうといふか、そういう場合に、日本の銀行との融合といふことがどうなつていくか、これが非常に重要な問題だといふに考えておるのであります。いまお話しのように、日本の銀行だけでありますれば、これは大蔵省あるいは日本銀行が中に入りまして、話し合いといふか、行政指導でかなりの問題が片づいていく。ところが、わが国のそういう状態になじまない外国銀行が日本に入ってきたという際に、はたしてそういう話し合いで事が片づくか、こういう問題があるのです。今度銀行協会会長がかわりまして、富士銀行の岩佐頭取になりましたが、岩佐会長の最大の任務といふものは、その辺の判定を一体どういうふうに見るかといふ点にあらうかといふように見ておるのであります。これは銀行協会ばかりの問題じゃございません。大蔵省といたしましては、非常に重大な問題でありますので、外國銀行がどういうマナーをわが国においてとるか、この点につきまして十分慎重に見きわめてみたい。その上で必要があれば立法もしなきやならぬといふふうに考えますが、ただいまのところは、いまのこの段階は、そういう融合態勢が事実上できるも

のかどうかといふ見きわめをつけると、こういうことから考へておるのであります。  
なお、そういう状態でありますので、日銀法の改正につきましては、ただいま考へていらないんであります。日銀法の改正は、もう数年前から論議されおるのでありますけれども、どちらかといふと、理論的な利益、そういう面が前面に出でておるわけであります。が、ただいま金融情勢は非常に機微の段階である。そういう際に、理論問題にありまわり深入りをしてそれにエネルギーを使うといふことは得策ではない。もう金融それ自体に誤りなきを期すと、こういうことでこれにまつしきらに取り組むのが本来当面の任務ではなかろうか、さような見解でござります。

○成瀬幡治君 二年か三年かということについて  
は、またあとで答弁いただきたいと思います。とにかく、銀行といえども自由化の対象からはずされることはないと大前提が立つてくれば、た

がつかないということになるといかねと思うんです。まあ金融制度調査会の第一分科会等でいろいろやっておみえになるようですが、大蔵省は、そのときに、三年ものが中心なのか、二年ものが、もっと長くしようとしておみえになるのか、その辺のところはどうでしょう。

○國務大臣(福田赳氏君) 定期預金を二年ものにするか三年ものにするか、これは業界の利害の非常に衝突する局面なんです。一般普通銀行特に都市銀行と信託銀行との間に利害の相反する点があるんです。そこで、二年にするか三年にするか、あるいはそういうものは全然考へないで從来どおりやるかという議論の決着をつけるのむずかしい点なんですが、いまお話しのよううに、金融制度調査会で、この二、三年ものの中期定期預金ですね、これは検討に値する問題であるというきわめて抽象的な結論を出しておるのであります。それだけじゃ、私どもは、業界というか、私どもの判断の資料としてはまだ十分でない。さらには金融制度調査会において検討をして、もう少し具体的な意見を聞かしてもらいたい、こういうことを申しておるのであります。その具体的な結論が出来ますと、その結論に従って大蔵省では行動をとる、こういうふうに考えておるわけでござります。いま、ここで、私が、二年がいいのだ、三年がいいのだ、あるいは一年据え置きだといふようなことをまだ申し上げかねる段階でございます。

○成瀬幡治君 とにかく、資金の流れにしても、銀行が一番おくれてきたと思うんです。産業構造のいろいろな動きに合わせて銀行もついてきたとは言えますけれども、とにかく銀行が一番おくれたのですから、何にしても銀行のそらしたような制度を来年度にはきつちりしていただきたいということを希望として申し上げ、続いて琉球銀行のことについて一言承つておきたいと思います。

米民政府が五一%の株を持つておる。沖縄が返還になり、そこで株をうわさでは外国のどこどこのが買いたいというようなところが出ているとか

何とかというようなことになつて、特に、現地の方、あるいはそこに勤めておられる従業員の人たちが、一体どういうことになるだろうや、私たちの身分はどうなるだろう、待遇はどうなるだろう、ということを心配をするとともに、沖縄の金融が混乱するようなことがあります。しかし、また、現地の人たちは、いま言つたように心配をしておられます。返還についての合同委員会の前にいろいろ大臣が見解を出すこともいかがといふような意味もわからぬわけじゃございません。しかし、また、現地の従業員の人たち、あるいは金融の混乱が起り配しております。ですから、これについて、非常に大略的なことでもよろしくございますが、現地の従業員の人たち、あるいは金融の混乱が起らなかつて安心をするようなお答えが承りたいと思いますが、どうでございましょうか。

營されるとということになればたいへんけつこうだ  
なあと、こういふふうに考えておりまして、折衝  
が始まりましたならばそういう考え方で折衝に臨  
みたい。これがそのとおりいきますれば、沖縄県  
民は何らこの銀行の措置いかんとということについ

利益金の留保である。こゝへいづらうことになるわけでありますので、私どもは、いまこの制度について何か検討するかといふよくなお話でござりますが、検討する考え方は毛頭持つておりませんでござります。

坊主台風とかの場合に、直接被害者として一括激甚災害指定でもって補償を受けても、共済に入った者は一たん措置はしますけれども相殺をされて実際差つ引かれていくといふなことがありますから、そういうことになると、入って

動的な面もござりますし、それから天然ワカメの共済を漁獲共済でやつておりますて、天然ワカメと養殖によるワカメと両者が、まあ現物をしきいに見ればわからないことはないという話でござりますけれども、実際上の損害査定といいたしまして

て不安を感じるようなことはございませんので、いずれにいたしましても、不安動搖の起ることにつきましては、これは絶対にいたさせないといふかたい方針であることを申し上げておきます。

○成瀬幡治君 これで最後ですが、円が強い反面、リスクの問題が出てまいりまして、たとえば三井物産は、ことしの三月期に、約五億円ですか、為替変動準備金というような名前で積み立て金をいたした。なぜそうやつたんだといふと、それは円の切り上げを予測したものじゃございません、あくまでも為替リスクの問題ですよと。いまドル債権が千百億ぐらいあるから、一、三円のリスクで約十億ぐらいになる、だから半分の五億積み立てにござり、いろいろなことを説明をしておる

○戸田鶴雄君 では、再度また時間が変更されたので、農林省の関係の方がだいぶ待たれておつて申しわけないのですが、そのほうから聞いて、本会議が四時だそうでありますから、それまでに終わるようには議事進行に最大限協力をいたします。時間がありませんから、しばってお伺いをしますが、現在の養殖共済の種目の中に、いわゆる養殖ワカメの救済対策というのはないわけですね。ところが、これは具体的な内容なんですけれども、実地に行きました。宮城県の場合でありますけれども、これは岩手県の場合も三陸地方が一体となってやつております。宮城県の場合、養殖ワカメが金額にいたしまして一億六千九百七十万円、これは四

いても入っていなくても結果的にはその効果といふものは全然ないわけですね。だから、私の考え方としては、その全体の激甚災害等で補償を受けた、そういうものが悪いというのではなくて、むしろ、激甚災害指定の場合でも、先ほどの答弁では、再生産の費用として一たん補償をしているんだ、こういふ言い方なんですが、再生産に見合うだけいま出されているかというと、それは決してそうじゃないと思うのですね。ですから、そういう低額の中で査定をされ、救済をされているわけでありますから、そういう面については、共済も出す、それから別のほうから行く分も出していくと、こういう複合体制というものがあつていいんじゃないかなというふうに考えるのですが、そ

は非常にむずかしいと、いろいろな問題がござります。しかし、天然ワカメと養殖ワカメとの共済の関係をどうするかというような問題がござりますし、それから被害物につきましてもどういふふうな形になつてゐるのかといふようなこともありますし、どういふふうな共済の方式をとることが最も適当であるかということについてまだ検討を要する面が多くあるわけでございます。ただ、先般の台湾坊主の被害に際しまして、現地の漁民の方からえらい強い要望が出ているということでござりますので、私どもいたしましては前向きで検討をしてまいりたいというふうに考えておるわけですが、さいます。  
それから敷居及び商用がございまして弊社の共済

ようでございますし、なお、こうしたような動きが各商社にずっと出てきております。それと関連して、日本貿易会は、何かこれに対する税の減免措置をしてほしいというような希望もあるようでございます。一体、こうしたことについて、輸出機遇が三つ四つありますか、四十六年の三月三十日にならうとしたようなものの期限がまいりますが、そういうようなときに、この問題もあわせて税調で検討されるのか、いやいや、これはもう為替変動というのは当然のことなんだ、だからこれは検討の余地はないというふうにお考えなのか、その点をお答え願いたいと思います。

十五年の五月現在でこれくらいあるわけですね。ことに、干しものが千六百九十八トン、生もので三千百十六トンもあるんです。同じように、岩手県の場合も、ほぼ同数ぐらいにいっているような状況なんですね。このぐらい養殖ワカメがいま急激にふえつてあるわけですね。こういったものが、今回の国会等の質問にもあつたと思うんですが、まだ救済対象には入れられておらないと、こういうことであります。ですから、こういう問題についてはぜひ早急に検討して、水産庁でも救済対象に入れていくという方向で御検討願いたいと思うんです。ですが、この辺に対する見解を聞きたいのが一

のが、政府があれだけ円の切り上げはいたしませんと、こう言つておるのに、円の切り上げを予定して、その対策を準備金の名のもとに講じておるとは思いません。思ひませんが、いづれにいたしましても、一般的に為替の変動に備えて準備金を積み立てる、それに対しまして税法上の恩典を与えるということになりますると、これは一般的な

それからもう一つは、先ほどちょっと大臣に質問してお答えにあつた激甚災害とか共済関係とか両者複合という形で救済対象が持つていかれた場合に、答弁の内容では、現行の運用でやつていただきます。ということは、共済はいま宮城県のようない場合は七割加盟体制になつていてるようです。しかし、入つておらない方もいるんですね。それで、

メの養殖が非常に進んでまいりまして、地域も広がつてまいりたといふような状況もありまして、ワカメの養殖をやつておられる方々からの御要望が出てまいりたといふようなことで、私どもといつたましても、四十三年、四十四年と委託調査を続けてまいりたわけございますが、何んとワカメの養殖につきましてはまだ技術的にもかなり流

になっております施設の復旧費の補助につきまして、その対象になつた施設の共済金に見合ひ分だけ削減をいたしましての補助金を給付するということをやつておるわけでござりますが、確かに先生がおつしやいましたような形の共済に加入しておる側からの不満という気持ちはわからぬでもございませんけれども、激甚災なりあるいは共済制

度なりといふものの目的から考えまして、現在のところではいまのよろなやり方でやつていかざるを得ないのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○戸田菊雄君 それから漁船の漁業関係の問題ですけれども、水揚げ一億円の場合、保険金は大体七百万円見当になるわけですね。そうしますと、三年間無事故でいきますと、これはすべて救済なしの掛け捨てといふことになりますね。それは基本的に保険主義だからいいんだ、当然なんだ、こういうことを言いますけれども、これらに對する何か救済措置を考えてもいいんじやないか、こういうように考えます。でないと、いま、現地のほうでは、いろいろ水揚げを高くあげる人もなければ、結局三年間無事故でいくよなことがあれば、これは掛け捨ての金をあえて掛けなくては、われわれとしてはそのほうがいいんじやないかといふようなことを言つてゐるのが意外に多くありますね。それがひいては漁家のいわば倒産とか不處の災害をむしろ招くよな状態になりかねないといふことがまだまだあるわけであります。それは統計上詳しく述べられておられませんから、問題点だけ指摘をしてお伺いするわけですけれども、そういう問題に対する救済措置は一応今後十分検討されていんじやないかといふように考えますが、その点が一つ。

それからもう一つは国庫補助の関係で、昨夜関係者から十分その資料をいただきました。この資料でも明らかかなように、ことに問題になるのは漁業共済団体の事務補助費の問題で、聞きましたことなんですね。ですから、こういふものは、恒常に支出して、ちゃんと計画的に使われているのですから、それは不慮の災害によって国庫補助体制で出していくものじやないですから、こういふふうに考えますが、この点に対する見解はいかがなものか。

この二点についてですが、後段の問題についても、大蔵省の主計局のほうにもお答え願いたい。されども、まだ組合のほうの実績がわかりませんけでございます。そこで、先生御指摘の無事故の場合に掛け金が掛け捨てにならないといふような仕組みを考えたらどうかということでございますが、その点につきましては、たしか先生最初に漁船とおっしゃったかと思ひますが、漁船につきましては無事故による割引といふものがあるわけですが、それから漁業共済のほうにしても、漁業共済では採貝・採藻のほうにそういう仕組みがござりますし、それから養殖共済のほうにも一部そういう仕組みがあるわけでございます。ただ、四十三年の制度改正で始めたばかりでございまして、その際、無事故といふものの起算点を新制度発足のときに切りかえたものでござりますから、まだ現実に三年たっていないというところで現実の適用になつていらないといふ実情にあります。それからいま一点は、ちょっと私ばたばたしておつたものでござりますから……

○戸田菊雄君 漁業共済の団体事務費関係です。ね、あるいは特別事務費関係、こういふものは恒常に出ていく当然の支出だらうと思うんですね。ですから、そういう問題に対しては國があらかじめ全額持つてもいいじやないかと、こういふふうに考へるんですが、いまの補助体制では十分な充足体制にはないといふことを聞いておるものですから、その点に対する見解はどうなのか、これはあわせて主計局のほうにも見解を承りたい、こういふことです。

○説明員(平松甲子夫君) 現在、漁業共済団体に対しまして、人件費、事務費の補助をいたしておりますことは、先生御承知のとおりでございまして、先般の委員会でも御答弁申し上げましたように、四十三年の実績で申しますと、連合会の人件費で二六%、事務費で二〇%、それから組合のほうで人件費で三四%、事務費で二八%といふようになります。さるに、正道君

をいたしましたので、四十四年、四十五年には実績補助率もかなり上がっているものだと思いますけれども、まだ組合のほうの実績がわかりませんので、率としての実績は申し上げかねるわけでござりますが、以上のよろな状況にあるわけでございます。ただ、先生おっしゃいますように、確かに補助率といたしましてはまだ不十分な金額になりますが、以上のような状況にあるわけでござります。それから漁業共済のほうにつきましては、たしか先生最初に漁船につきましては無事故による割引といふものがあるわけですが、それから漁業共済のほうにしても、漁業共済では採貝・採藻のほうにそういう仕組みがござりますし、それから養殖共済のほうにも一部そういう仕組みがあるわけでございます。ただ、四十三年の制度改正で始めたばかりでございまして、その際、無事故といふものの起算点を新制度発足のときに切りかえたものでござりますから、まだ現実に三年たっていないといふことで現実の適用になつていらないといふ実情にあります。それからいま一点は、ちょっと私ばたばたしておつたものでござりますから……

○政府委員(船後正道君) 漁業共済団体に対する事務費の補助につきましては、たゞいま水産庁からお答えしましたとおりでございまして、四十四年度全体で約一億一千八百万円、四十五年度はこれを一億四千四百万円と二千六百万円増額いたしておりますが、その主たる内容は、人件費を国家公務員の給与改定に準じましてかなり大幅に引き上げた次第でございます。今後とも水産庁とともに十分連絡いたしまして、この関係の費用につきましては、十分他の制度とのバランスを考えながら対処してまいりたいといふふうに考えております。

○戸田菊雄君 最後に、これは実際四十三年度に発生したものなんですね。なぜ四十五年度まで延ばさなければいけなかつたのか、その見解を一つ聞いて、だいぶお待たせをしまして申しわけなさいます。

○政府委員(船後正道君) この繰り入れをなぜ補て、実際の支払いが四十五年度にずれ込みますので、すべてを一括処理するという関係上、すべてに当初予算に繰り入れをしたといふものでございません。そういう事情がございまして、実際の財源あるいは四十五年度の財源といふことになつております。その部分はまだ額が確定いたしません。そういう事情がございまして、実際の支払い額は確定いたしております。ところが、実質的には今回の繰り入れは四十三年度の災害に起因いたしましたけれども、形式的にはこれは四十四年度の損害額の総額はいつごろ確定するのですか。○政府委員(船後正道君) 四十三年度の保険金の支払い額は確定いたしております。ところが、実質的には今回の繰り入れは四十三年度の災害に起因いたしましたけれども、形式的にはこれは四十四年度の財源あるいは四十五年度の財源といふことになつております。その部分はまだ額が確定いたしません。そういう事情がございまして、実際の支払い額は確定いたしてあります。

○松井誠君 一括処理をしなければならないといふ理由がよくわからぬのですが、四十三年度の被害の総額がわかれれば、それはそれで四十四年度に今度のよろな法律案を出して、あるいはわかつた範囲内だけでも処理をするということはでき得たと思うのですが、全部わかつていて、しかも四十

四年度の分を合わせて足りない、総額が確定して四十五年度に初めてこういふ手続をするといふ。その理由がよくわからないのですけれども、どうして最終的な数字が出てくるまでこういふうに法律による繰り入れをやらないおるのかですね。

○政府委員(船後正道君) 現実に漁業者に対する共済金の支払いにつきましては、四十三年度及び四十四年度の特会の財源、それで不足する部分は漁業共済基金からの借り入れといふものによりまして済ませております。したがいまして、このようないな四十三年度の実際の支払いはもうすでに済んでおりますので、この特会の問題は、特会の財源の不足、四十四年度分と四十五年度の先食いした部分がござりますから、その手当てでござります。四十五年度でもつて処置したということございます。

○松井誠君 基金からの手当では、事実上漁業者に対する支払いは済んでいた、それはわかります。

しかし、國が繰り入れをしないために、基金から借り入れをして払っておる。その利子は國が

めんどうを見るそですけれども、めんどう見るからそう急がなくていいといふことにならない。

一たん損害が生じてそして國が出すべき額が確定してからどれくらいのうちに払わなきゃならないという別に時期的な制限というものは全然ないわけですか。

○政府委員(船後正道君) この制度は、本来、保険の制度として定められておる掛け金及びこれに

対する國の補助といふものでもつて共済金の支払

いをいたしております。短期的な資金に対しても借り入れをするという仕組みになっております。それ

一般会計から繰り入れるという今回の措置につきましては時間的な制約があるものではございません。

○戸田菊雄君 清酒製造業特別措置法案に再度戻りたいと思うのですが、構造改善計画ですね、この内容について若干質問してまいりたいと思うの

ですが、四十四年の十二月二十六日に構造改善計画といふものを大蔵省では承認した。こういうことになつておるのであります。内容についてひとつ具体的に説明願いたい。

○説明員(中橋敬次郎君) ただいま御指摘の清酒製造業の構造改善事業につきましては、おっしゃいますように、昨年大蔵大臣の承認があつたわけでございまして、清酒製造業もその業種指定を受けたわけでございます。

その内容といたしますところは、まず、目標としまして、先ほど長官からも御説明をいたしましたように、四十三年度に對しまして実質で原価を一一%以上最後の年度におきましては引き下げるということを目標にいたしております。

それを実現いたしましたには、一つは、企業につきましては適正規模といふのを想定いたしております。その適正規模につきましても、先ほどおこなわれ説明申し上げましたように、清酒製造業の特性と申しますか、地場で賣りますところの直売型、あるいはおけ売り型、あるいは広い地域、狭い地域を対象としまして卸売りをいたす型といふように、四つの型にそれぞれ分けてござります。それぞれ最適規模を設定いたしまして、単独でそもそも、四つの型にそれぞれ分けてござります。それが大規模のそういうものが居残つて整理をされて運用されていく、こういうことになつていくのだろうと思うのでありますか、その辺の結論を教えていただきたい。

もう一つは、四十八年以降——先ほど大臣にもちょっと質問したのであります。この法案といふものはあくまでも過渡的措置といふことを提案

理由でも言つておるわけです。一体四十八年以降がどういうかつこうになつていくのか、それは一口で言ふならば自由化だと、こういうのであります。

ですからそのやり方でござりますけれども、一つは、先ほども望ましいとせられましたまず企業

合意の型がござります。あるいは集約製造でありますとか、いろいろの製造工程を協業化いたしま

して業務提携をいたしますとかいうことを考えております。それからおけ売り取引におきましては、おけ買い先と系列化をする

りも少し結合状態は弱いのでありますけれども提携という型も想定をいたしております。それから

その中の一つといたしまして、今回の特別措置法案でも考えております転廃業といふものも予定をいたしております。それからいろいろそういうことをまず御説明いたします。

現在清酒製造業を営んでおりますものが三千五百八十二ござります。その中でさつき申しました

城卸売り型といたしましては七百三軒、それから

直売型といたしましては千三百軒、おけ売り型を導入するといふことも考えております。現在の構

造改善計画におきましては、五ヵ年間で近代化機械を三百八十億円ぐらい購入をして、できるだけ労力を省きまして、そういうことによりまして当初の目標であります「一名の原価の引き下げ」ということをいたしたいということになつております。

以上が構造改善の概要でございます。

○戸田菊雄君 いまのような内容で四十八年の十一月三十日までそれぞれ経営改善の合理化方策と

いうものをはかつていく。そうすると、結果的に、四十八年にその企業数は四十三年度に對してどのくらいの減少見積もりがある、あるいは、經營規模の適正に達しないものがどれくらい残つて、あるいは、私の考え方からいへば、予想時期までいへば、大規模のそういうものが居残つて整理をされて運用されていく、こういうことになつていくのだろうと思うのでありますか、その辺の結論を教えていただきたい。

もう一つは、四十八年以降——先ほど大臣にも

ちょっと質問したのであります。この法案といふものはあくまでも過渡的措置といふことを提案

理由でも言つておるわけです。一体四十八年以降がどういうかつこうになつていくのか、それは一

口で言ふならば自由化だと、こういうのであります。

ですが、自由化の内容といいましても、免許制度が廃止されるわけではないわけでありますから、そ

ういうかね合いの中はどういうふうに四十八年以後の構想といふものを持ち合わせているのか、こ

の辺の見解を明確にお聞かせを願いたい。

○説明員(中橋敬次郎君) 構造改善計画をいま考

えておりますように実施しました暁におきましては、一体現在の姿がどのように変わるかといふことをまず御説明いたします。

現在清酒製造業を営んでおりますものが三千五百八十二ござります。その中でさつき申しました

城卸売り型といたしましては七百三軒、それから

直売型といたしましては千三百軒ござります。その中で、先ほど申しましたように、最適規模と考えら

れております規模に達しておるものと達していなければなりません。これが四つの型についてそ

れぞれございますけれども、合計を申し上げますと、適正規模に達しておると認められております

のが現在三千五百八十二のうち千三百二十三ござ

ります。それからまだその規模に達していないものが残り二千五百九十六ござります。

この構造改善事業をいろいろ進めまして、その最後の段階におきましては、いろいろ形になると

いうことを想定いたしております。まず広域卸売り型といたしましては百八十八、狭域卸売り型といたしましては六百二十三、直売型といたしましては一千九十九、おけ売り型といたしましては九百七十六、それで合計二千五百九十六になるという

わけでございます。その二千五百九十六のうちで、適正規模に到達すると見込まれておりますの

が二千六百六十七でございまして、未達が二百十

九でござります。それで、現在三千五百八十二あ

りますものが、構造改善計画を着手しましたあとで二千八百八十六になりますが、その減つておる

ものの大部分、つまり六百三十四というものが転廃業でもつて清酒製造業をやめるといふものでござ

ります。それから企業合意によりまして他の企業の中に吸収されてしまふといふものが六十二ござ

りますので、合計六百九十六というものが企業の数としては減つておると、こういう形になります。

それからこういう構造改善計画を進めてまいり、あるいは現在やつておりますところの生産規

制をやつたとの段階で一体どういふことになるのかという想定でございますが、おっしゃいます

ように、酒税法で与えられておりましたところの

免許制度といふものは、これをその際になくして

しまさうという気持ちは毛頭ございません。やはり免許制度のもとにおきますところの自由化でござ

りますけれども、この免許を持っております清酒

製造業といたしますれば、その段階におきまして

は、もはや、原料の入手なり、清酒を製造いたします数量なり、販賣いたします数量については、全然制約がございません。したがいまして、それぞれが、自分のブランドに応じて、あるいはおけ取引の実情に応じまして、売れるという見込みがあるものを個々の企業の判断においてつくつともうらわなければならないわけでございます。一拳にそういうふうになりますのは、過去三十年間、總量を抑えられ、それに応じましての個々の企業の生産制限といいうのがございまして、なかなかそぞろいらぬければならないわけでございます。一拳にいう猶予期間をいただきまして、その間にできるだけ生産規制数量といいうのを逐次引き上げてまいり、その間におきまして自分の売れる見込みのお酒をつくる、こういうことで混乱をできるだけなくするということをみんなでやっていくてはどうかという構想を持つておるわけでございます。

○戸田鶴雄君 それから「基準指數の価値の推移表」ですね、これを見ますと、三十八年には四万二千円、三十九年に七万円、四十年に七万三千円、四十一年に十万五千円、四十二年に十四万二千円ということになつておるわけですね。それで、今回いまのような改善計画で進めて四十八年までいくわけですけれども、転廃業移行措置にあたつて一体どのくらいの補償をするのかということになりますと、四万円、三万円、二万円、一万円といふことになつておるんですね。これがどうしても私はわからないんですよ。今後、少なくとも経済が非常に拡大をされ、各般の物価上昇やそういう経済変動が伴つてくるわけですね。そのときに、こうしたことで四万円に値下げをしてその後の補償をしていくと、どうこのやり方ですね、これは経済情勢からいつても私は見合つていないんじやないか、だからもつとこれらに対してもう検討の意はないかどうかということですね、この辺はどういうふうにお考えですか。

格を示しております。それが四十四年産米からあります。主に流通米を自由に買いまして自由に生産するということにいたしましたならば、一體どのよろな姿を呈したかということを考えるわけでござりますけれども、かりにあの場合、完全にその段階において自由化をいたしましたならば、もちろん基準指数といふのは直ちにゼロになつておつたはずであります。ただ、先ほど申しました五年間を自らいたしました生産規制を行なえるということになりますと、五年間に買うちの企業におきましてどれだけのそういう基準指数を買うインセントがあります。ティップがあるか、あるいはそれを何年ぐらいで利益で償却できるかという見通しにおそらく立つたのをなだと思います。しかし、やがて自分の欲するだけの生産量を生み出しえるということになりますれば、基準指数の価格といふのは四、三、二、一というふうに落ちていく以上に落ちたのではないかというふうにあの当時想定をいたしております。しかし、今回のような措置を行ないまして、完全自由になりました暁においてのいわば売り場の影響せられますところの酒税確保の困難といふもののが、清酒によるところの業界の混乱と、それに對応してそういうふうに刀折れ矢尽きる前に秩序ある撤退をして、いただく清酒メーカーにどれくらいのそれを避けます意味において、今回のようないい清酒によるところの業界の混乱と、それとされるということになりまして、それに對応して、そぞろに刀折れ矢尽きる前に秩序ある撤退をしておつた利益、それよりもかなり現在の事情が悪うございますから、それよりも少し下回るとして、先ほど御説明いたしましたように、従来の経緯から見まして、ほん一年間事業をしておけば得ておつた利益、それよりもかなり現在の事情が悪うございますから、それよりも少し下回るところで原規制数量一キロリットル当たり一年一円といふ数字を算定いたしたわけでござります。そういう数字を算定いたしまして、かりにやめて四万円といふ給付金がもらえるといふ構想が四十二年に出来ましてからは、むしろそういう四万円と数字でもつて必要な向きは売買をしておつたよう

度をお認めいただきましたならば、今後は、やめれば四万円、やめれば三万円といふことができるものでございますから、それが現実に相売買で原規制数量を譲渡する企業にとりましては一つの大きな目安になつて推移していくのではあるかというふうに考えております。したがいまして、四万、三万、二万、一万が見方によりますので、あまくはおっしゃるとおりに非常に少ない金額であるかもしれませんけれども、その半額といふのは出すほうの業者の負担でもござりますので、高ければ出すほうの業者の負担にもなりますし、その辺のところで、過去の年所得から計算をいわしまして、この程度ならば出すほうでも十分たま得るでしょうし、もうほんでも秩序ある撤退のインセンティブになるのではないかということことで、四万、三万、二万、一万という数字ができるわけでございます。

○田菊雄君 いま説明いただいたように、一而では改善計画ですとこれをやる。基準指數の推移でも同じようなところにやる。さつき国税庁官も大臣も言つておられたんですが、決して秩序ある撤退やそういうことではなくて、やはり計画的に零細企業を安樂死をさせていく、こういうことに結果的に通ずると思うのです。その点に対しても答弁は要りません。そういう点は十分ひとつ御配慮の上に立つてやつていただきたいと思ひます。

それからこれは主税局長になると思いますが、保証の方法ですね。いわば転貸融資あるいは個別融資、こういう二つの方法がとられた。いわゆる中央会の保証態様といふものは必要だというのですから、どうしても二通りがなければいけない保証態様といふものはそれないのかどうか。結果的には中央会の保証を必要とするのでありますから、どちらか一方に規制をして、何とか事務的処理作といふものは簡便化していくことはできないかどうか、この辺が一つであります。

それからもう一つは保証料の問題ですが、日歩

二厘ですね、年利でいけば七分一厘ということになりますが、大体いまの財投貸し付け等と同じではないかと思うのです。いまの金融界としては総体的に金利引き下げ、預金利子のほうは引き上げ、こういうことになつて、従来からも大臣等が主張してまいりましたように、そういうものに対する金利等は、ことに開発、育成、強化、こういう部面にわたることはできるだけ検討しましようというようなこともあるわけですから、そういう問題について若干高いのではないかとうふうに考へるのであります。その辺の見解が一つであります。

それから保証期間の問題で、一年六ヶ月といふのはんばな月数になつてゐるのですね。むづかしくどういうところから編み出したかということはあるまい聞きたくないですけれども、一年六ヶ月といふならばこれを二期二年間ということを持つていつでもいいんではないか。いずれにしても、ことしつくつたやつは来年販売をして、また再来年販売するやつは来年つくっていくことになるわけなんですから、そういうところからいってもあよつとはんばなんじないかと思うのです。こまかいことを言つて申しわけありませんが、そういう問題については一休どう考へられるか。

それから給付対象者の場合に、原規制数量ですね、ほかに売却してもよろしい、売却して廃業するものを対象としない、こういうことになつているんですから、こういうものに該当するのは一体どういうものがあるのか、その内容について具体的にもしおわかりであつたら御説明願いたいとうふうに考へるわけです。

それからもう一つは、この特別措置法をずっと貫してながめますると、法律で規制していく部面、あるいは政令でやられる、あるいは省令、あるいは国税庁長官の委任事項でやつていく、こういう問題等々に諸措置が分かれているのであります。ゆうべ、だいぶおそくなつて申しわけなかつたんですが、担当者の方にはいろいろと説明いたしましたとして資料もちようだいはしておりますけ

れども、その辺の見解をこの機会に承つて、一応時間がまいりましたので、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○政府委員(細見卓君) 本来国税庁のほうからお答えするのが筋だと思いますが、便宜私からお答え申し上げますと、保証のほうの融資の問題であります。現実の問題といたしましてわざい個人の融資申し込みが多い。したがいまして、個人の個別融資という方法もとらざるを得ない。また、一方、多年の慣例によりまして組合が借りてきて転貸するというような方式で今まで融資が行なわれてきている組合もあるわけであります。そういう従来の慣例を尊重して両方ができるようにしたと。一方に制約するということは、おそらく金融機關の了解を得るとかいろいろむずかしい問題が起りますので、この際はむしろ従来のものを踏襲したほうがよからうというふうに考えておるわけであります。

それから二厘の問題であります。こういふふうに信用保証が行なわれることによりまして借り入れ金利といふのはかなり安くしてもらえるだろうというようなことも考え合わせまして、当面二厘ということでスタートいたしまして、これは今後の状況によりましてたとえば非常に回収が悪くなるというようなことであれば二厘でも間に合わないことになりますよし、非常に回収率がいいということことで二厘といふのはや割り高だということになればこれを引き下げるということともあり得ようと思います。そういうことで、二厘といふのが今度の信用保証によります借り入れ金利の引き下げ可能な度合いといふものともかね合わせまして一応のラインではないかということにしておるわけであります。

それから一年半の問題でございますが、これは従来の製造から製品の代金が回収されてくる期間を経験的統計的に見てみますと、大体一年半でランダウンドしておるということで、その期間をもつて間に合うのではないかと思うわけであります。

それから基準指數の売却の問題は、現在におきましても現実に売却をしておる方もござります。そういうことで、転売業によつてやめるといふ形で補償金をもらうより、むしろ從来の提携その他の関係において親密な関係のあつた人に売却して、たとえば新しい法人をつくつて委託するといふようなこともあります。それで、そういうことで、売却の方法を特別に禁止するとか、あるいはそれを押えなければならないということはないのではないかというふうに考えておるわけでござります。

それから最後の政省令の問題は、もう大部分は制度の骨格はこの法律で規定いたしておりますので、政省令にあげますことは、大蔵大臣が公示しなければならないよくな事柄についての様式でありますとか、あるいは中央会のいろいろ取りきめますときの監督上の立場から様式を規定するとかいろいろなものでございまして、いわば酒造業者の権利関係に關係するような重要な事項はすべて法律に規定いたしまして、政令に取り上げますのは、この種の法令の特質といたしましてほとんど技術的様式的なものにならうかと思つております。

○松井誠君 短い時間しかありませんので、簡単にお尋ねしたいと思います。

最初に、戸田委員の質問に答えて構造改善のところで盛んに適正規模、適正規模というお話を出ましたがあつたが、適正規模というは何をめどにして適正と言つのか、その基準はどうなのか。

○説明員(中橋敬次郎君) 清酒製造業におきましでは、実は、朝も申し上げましたけれども、流れ作業的に生産そのものが動いておりませんので、必ずしも大規模であればそれだけ有利であるということにはなつていないのでございます。あるいはまた、いろいろなつくりましたお酒の売り方によりまして、地場で売るもの、それから広く売るものの、いろいろな型によりましてもその規模に差等がござります。しかし、一応そういう先ほど申しました四つの型を想定いたしましたので、その

四つの型につきまして、しかも、それぞれ製成の規模別、階層別に、従来の実績から、一体売り上げに対しまして純利益率がどういうふうになつてゐるか、あるいは総資本に対しまして純利益がどういうふうに率としてなつてゐるかということをとつてみたのであります。そういたしますと、四つの型につきましてそれを階層別にとつてみると、ある階層のところでの利益率が断層を示しているわけでございます。かなり有利に率の高くなつてゐるところの階層があるわけであります。少なくともそれ以上の製成をもつてすれば、その型としてはかなりの利益があがるのでないかということで設定いたしましたのが、先ほど来て申しておりますところの適正規模というものでございまして、そういうふうに過去の実績から階層別に見ますと、たとえば直充型でござりますと製造数量で二百キロリットル、あるいはおけ売り型で申しますと三百キロリットル、狭域卸売型で申しますと四百キロリットル、広域卸売型で申しますと千キロリットルというような数字が出てまいるのであります。そういう製成規模をもつて一応経営規模の適正なものであるということです。単独でそういう規模を実現する、あるいは、いろいろな合同とか協業とかいうようなことでもつてグループ化によりましてそういう規模を実現するか、いずれかをとるようによつて、構造改善事業の骨子をしているのであります。

○松井誠君 その点は、それでわかりました。

それで、実質一～%以上の引き下げを行なうといふそのことができるような規模になるかどうか、そういうことは検討の外にあるわけですか。そうしますと、四種類の経営の形態、これの平均が一～%以上と言われると思うんですが、各形態別に見て、それじゃあのは一～%をこすとかこきないと、そういうめどは具体的につけてあるわけですか。

○説明員（中橋敬次郎君） 実質一～%以上の原価の引き下げと申しますのは、型ごとにとつてございませんで、全部について一～%以上という数字

○松井誠君 時間がありませんので、自主規制ですね、不況カルテルですが、それと、構造改善、中小企業近代化の基本計画、協業化の改善、三つ一緒にしてお尋ねしますけれども、これはこの御説明をお伺いしていると長くなると思いますけれども、数量規制の五年間の大まかな方針は、たとえば、このいただいた資料によりますと、自由化部分の積み上げ比率といふのがありますと、四十三年度四%から始まって、四十八年度が一四%，四十九年度が完全自由化になるということになつて、いるのでありますと、自由化部分の積み上げ比率の範囲内における生産数量は、これは各個別經營に割り当てるんですか。おまえのところの実績はこれだけ、自由化部分はこれだけだと割り当てるんですか。あるいは、総体として自由化部分積み上げ率といふのがあってその中ではまさに自由化なんですか。どうなんですか。

○説明員(中橋敬次郎君) 結論的に簡単に申し上げますと、個々の企業別原規制数量という生産規制の大ものになる数値、これは先ほど御質問のございました基準指數に淵源をしておるものでござりますが、そういう大ものと原規制数量といふもののを持つております。それでつくれるお酒、そのほかに、各企業ごとにそれに一体何%希望によつてつくれるかということが個別企業でもつて出るわけでございます。ただ、何%というのを算出いたしますときには、全国総体の数量としまして翌年度どれくらいの需要があるかという見通しを立てます。それに、先ほどお示しになりましたような自由化比率の部分を上積みするわけでござります。そういたしますと、原規制数量でもつてどれだけできるかという数値が出ますから、ほぼそれを上回る数値というものは各企業が希望すればござりますけれども、型別にはつくったものはないございません。

できるわけでございます。四十四年度について例をとつて申し上げますと、各企業では、原規制数量でもつてつくつていい生産量に対しまして、さらにその一九・七%は希望すればつくつてよろしいということになつたわけでございます。これを四十五年度の見通しで申しますと、原規制数量でつくり得る数値のはかに、さらに約三五%は希望すればつくつてよろしい、個別企業でもつてその範囲内でつくつてもよろしいと、こういうことになるうかと思ひますが、そういう範囲内で自由化部分を各企業の販売力に応じました希望に応じましてつくらせる仕組みでございます。

○松井誠君 そうしますと、私がさつきちょっとお尋ねしたように、三五%といふのは、三五%の能力があろうとなからうと、とにかくそこまでおまえやるうと思えばできるんだぞというような目標を示した、しかし、三五%といふと見えられた目標を消化できない企業にとってはいわば絵に書いたもの、もつと生産をする能力があり余つておるものについては実質的な数値の目標になるわけですか。力のないほんとうの零細企業については絵に書いたものになる。そういう形で積み上げていって、五年間たつて自由化されたときにはいま言われたシニアが違つてくることはいなめないわけでしよう。

○説明員(中橋敬次郎君) それはおっしゃるとおりでございまして、原規制数量で毎年七百万トンぐらいできるわけでございます。そのほかになお、いろいろ輸出をしましたとか企業合同しましてとかいうことにつきましての特別もちら部分を除外いたしますれば、それ以外は各企業の希望に応じますところの数量でございます。その数量は、おっしゃいますように、企業の能力なり販売力に応じましてつくるものでございますから、実績のないところではそれはつくらないという結果が出てまいりうと思いますから、逐次生産規制の自由化部分が上積みになつてきますれば、それに関しましておきましてはやはり販売力のある企業の生産が伸びるということになります。もち

ろん、従来の米の割り当て制度におきましては、生産量を圧縮しまして、みなが割り当てられた数量のお酒をつくるといった時代がかなり続きました。そのほかに、三十六年ぐらいから、これではあまりにも実勢を無視するということから、希望加配と申しますか、希望するメーカーにはその部分を余分に米の割り当てをするという制度を導入いたしまして、逐次自由化の方向に向かうべく努力してまいつたのでございますけれども、今回の制度によって、かなりそうちつた実績に応じた生産が年々ふえてまいるということにならうと思ひます。

○説明員(中橋敬次郎君) それは、おっしゃるとおりでございます。従来六百億を基準指針見返りでもって借りておきましたから、六百億を直ちに信用保証基金の信用力で借りれば一番理想でござりますけれども、現在四百二十億という数字になるわけでございますが、そのほかに、実はまだ転落給付金の四万円、三万円、二万円、一万円というこれを認めただきますと、これが原規制数量の底値と申しますか、一つの担保価値を形成するわけございます。この秋を想定いたしますと、まだ、原規制数量というのは、来年給付金をもらつても三万円の計算が立ちますから、最低三万円くらいの担保価値が出るわけでございます。それもあわせて使いますれば、四百二十億円を上回りますし、かなり六百億円に近い信用力というものがそれで出てくると思つております。その間にもちろん四万円が三万円、二万円とだんだん落ちてまいりますから、その原規制数量によりまして得られる信用力というものは落ちてしまりますけれども、その間、また一方、企業もだんだんそれに対応する自己金融力というのをつけることにいたしまして、大体六百億円くらいというのは、自分でもつてまかなえる部分も入れまして四百二十億円と相まって実現できるものと信じております。

○松井誠君 この法律案の十五条に、「特別の会計に係る残余財産の帰属その他の措置について

は、別に法律で定める」と、こういうようになっておるわけですから、構造改善事業というの

は一応五年間、自主規制も五年間ですけれども、五年済んだあとはまだこの事業は続くのか、また

は、なくなってしまって、保証事業だけが残つてくるのか。残つた場合に、保証事業は一体いつまでやるのか。さつきの大蔵の話ですと、要らなくなつたら返してもらひたいな話でしたけれども、そうしますと、実質的にはいわば融資基金か

は補助金という形で出す、その辺も妙な気持ちがするのですけれども、その辺もあわせてお答え願います。

○政府委員(細見卓君) 構造改善計画は、なるべく早期に実現することが構造改善のためにも必要なことでありますので、五年間であります。信用保証事業は、これはその信用保証によりまして今後酒の醸造資金を借りてまいらなければならぬことは、自己担保力が各企業者にできて、もう

こういう制度が要らなくなるという今まで極端にいえかかるわけであります。しかし、そこまで

でどうしたことになれば、あまりにも長期にならぬ

かと思います。その辺で、したがいまして、ある

程度たつたところでまたいろいろ各方面の御意見

も聞きました。もうこの辺で自力でやつて、ある

いは一般的の信用保証事業の中へ吸収していくたら

どうかというような段階になりましたら、この補助金は回収したいと思うわけであります。その

時期をいつと判定するかは、まさに構造改善計画

の成果にもかかりますし、あるいはまた、今後の酒

造業の企業の力についていく度合いであります

もの。あるいは、それがどういう形で再建、いわば業界が秩序立っていくかというようなことを総合的に見てまいりませんと、いま、何年たてば返済可能だというのは、ちょっと見通しがたい状況でございます。ただ、その状態に達したある段階においては、補助金は廃止する、そのときは法律をもつて廃止したいと考えております。

○松井誠君 補助金を返してもらうというのは、具体的にどういう方法でやるのか知りませんけれども、私が聞いておりまして、先ほどちょっとと言いましたけれども、何か事業団のやうなものをつくつ

てそれを出資をするという形であったのに、そつちのほうはなくなつたのに、出資という実体だけは残そう。だから、出資という実体のしっぽが補助金という名前のことにはまだ残つている。補助

金として出したものを返してもうと、いうのは、具体的に何か特別な法律をつくつてやるんですか。

○政府委員(細見卓君) 补助金交付にあたりまして、補助金の交付の条件として、いわゆる交付条項という中に返済を義務づけておきたいというふうに考えております。

○委員長(栗原祐幸君) 本会議散会後すみやかに再開することとし、休憩いたします。

午後四時九分休憩

○委員長(栗原祐幸君) 参考人の出席要求についておはかりいたします。

○委員長(栗原祐幸君) 参考人の出席要求についておはかりいたします。

○委員長(栗原祐幸君) 参考人の出席要求についておはかりいたします。

○委員長(栗原祐幸君) 参照人(佐久洋君)の御異議ないと認め、さよならに渡辺武君が選任されました。

○委員長(栗原祐幸君) 参考人の出席要求についておはかりいたします。

○委員長(栗原祐幸君) 参照人(佐久洋君)の御異議ないと認め、さよならに渡辺武君が選任されました。

○委員長(栗原祐幸君) 参照人(佐久洋君)の御異議ないと認め、さよならに渡辺武君が選任されました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(栗原祐幸君) 参照人(佐久洋君)の御異議ないと認め、さよならに渡辺武君が選任されました。



すところの債務保証につきましては、やはり中央会の直接間接の構成員でございます。県単位の組合でござりますとか、あるいは県の連合会でござりますとか、そういうところの職員の人たちがそれぞれの仕事をやらざるを得ないわけでございます。おっしゃいますような一々の個別的な調査といふものも、必要に応じましてはそういった中央会の人たち、あるいは府県単位、末端の単位組合の職員の人たちが個別にやらざるを得ないかも知れません。必要がある場合にはそなした人の手を借りましてやる予定でございます。

○鈴木一弘君 これによると、債務保証についても保証を拒絶するということも決定できるようになつておりますし、いま一つは、保証を行なう場合に被保証者が具備すべき条件といふのが確實に具備されなければならないということになつてゐる。その条件とその要領について伺いたいと思います。

○説明員(中橋敬次郎君) いまお話しの件も、実は今後なお業務方法書なり実際にあたりましても詰めなければならないという問題点でございます。しかし、基本的には、結局、債務保証をいたしました場合に、現実に実際に信用を受けまして金融を受けて生産をしますお酒屋さんが、その融資を確実に返済できるように、できるだけ基金に迷惑のかからないように、できる限りでございます。したがいまして、そういう観点、あるいはそういうこととの保証を得ますような条件を立てたいと思っておりますけれども、先ほども長官が申しましたように、清酒業といふものは従来より非常に固く經營をいたしておりまし、税務署もそういう方面についてのできるだけの協力を今後も行なうことによりまして、事故をできるだけ少なくしたいというふうに思つております。ただ、どうしてもその信用が個別にありますし、信用保証をします場合に最後の確信が得られないという場合がございましょうけれども、そこは最後にはお酒屋さんにはたなおりし商品としての独

得な清酒というのもございますから、そういうものを使いながら信用保証を受ける、しかも、それを置いてありますようにざるのようにならないようにおっしゃいますような一つの個別的な調査といふことが、そういうところの職員の人たちがそれぞれの仕事をやらざるを得ないわけでございます。おっしゃいますような一々の個別的な調査といふものも、必要に応じましてはそういった中央会の人たち、あるいは府県単位、末端の単位組合の職員の人たちが個別にやらざるを得ないかも知れません。必要がある場合にはそなした人の手を借りましてやる予定でございます。

○鈴木一弘君 農省の方が見えてると思いまして、ここで初めて四十三年度で五十三万五千四百トロンという数量にのぼっておりました。ここで初めて自主流通米といふのが出てきたのですけれども、自主流通米総量で百五十万トンでしたか、その百五十万トンのうち、いわゆる酒造に回したのはどうくらい、そのほかに行つたのはどれくらい、それが個別的にあると思いますが、言つていただきたいと思います。

○政府委員(内村良英君) お答え申し上げます。昭和四十四年産の自主流通米につきましては、当初、百七十万トン、すなわち、内容を申しますと、主食に百万トン、酒米に五十万トン、モチ米に二十万トンを自主流通米として流通したいといふ計画でございましたが、三月までの結果を申し上げますと、主食用に回つておりますのが二十三万トン、酒用が四十七万トン、モチ米が九万トン、合計七十九万トンといふ数字になつております。

○鈴木一弘君 はつきり申し上げて、自主流通米については全然働いていないと。酒造のほうだけが、酒の税金の関係もあるかもわかりませんけれども、まじめに自主流通米を予定どおり大体消化をしたと。ほかのほうがこういうふうに消化できなかつた理由はどういうわけなんでしょう。

○政府委員(内村良英君) 四十四年産の自主流通米が必ずしもうまくいかなかつたということにつきまして、われわれのほうでいろいろ反省してみた結果を申しますと、まず第一に、制度発足の初年度であつたために取引業者がみなれであったということがございます。それから第二には、主食用として当初出回った超早稻米の一部に味がよくないというような不評を貰つて、どうも自主流通米はうまくないのじゃないかといふような批判が

一部にあつた。そこで、このような苦情がございましたので、農家の方も、これは自主流通米よりも政府に売つたほうがいいということで見切りをつけたので、農家の方も、これは自主流通米よりも政府に売つたほうがいいということで見切りをつけて政府に売つてしまつたというものが相当量ございます。これが自主流通米が四十四年産についてはうまくいかなかつた理由ではないかと思います。

○鈴木一弘君 取引業者がふなれであるというは、酒のほうを見れば、五十万トン予定が四十七万トンということで、決してふなれであったといふことは言えないと思うんですね、一つの例を見れば。そんなことは言いわけにならないのじやないか。だから、自主流通米をつくつて、結局、酒造業者にだけしわ寄せがいつたという感じを受けたと思います。

○政府委員(内村良英君) 御承知のように、酒米につきましては、自主流通米発足以前の四十四年度まではいわゆるコスト計算ということで食糧庁が酒米を売却していくわけでございます。ところが、それに対しまして、主食用につきましては、御承知のとおり、消費者価格の安定のために財政負担で消費者価格を安くしております。その関係で、主食用の自主流通米といふものは、そういう生産者価格と消費者価格の逆さやを克服してやらなくちゃならぬ。非常にいい米の場合には消費者がそこまで評価して買う。ところが、酒米の場合には、そういうことがなくて、從来からコスト計算をやつておりますので、自主流通米に非常にならぬことがあります。だから、ほんとうに消化できなかつた理由はどういうわけなんでしょう。

○鈴木一弘君 結局、酒の場合は、古米とか古々米といふのは使えないですかね、はつきり申し上げて。そういう点から見ても、私はまあ優先的にこういうふうに四十七万トンといふように使つたんだろうと思いますけれども、こういふいわゆる自主流通米のあり方それ自体かゆがんでいる感じもするわけです。当初計画から大きくなづれて、たんだらうと思いますけれども、こういふいわゆる自主流通米のあり方それ自体かゆがんでいる感じもするわけです。当初計画から大きくなづれて、い入れてくれないという事態が去年あつたわけです。そういうことで非常に困つておりますし、その点では大きな活用の一助にはなつておる。そういうのを実際考えておる人があるわけです。そういう場合に、指導もしなきゃいけないでしょ、うし。当然そうなればある程度のことは考えてあげる

ルーンをあげたからそれでよかつたんだと、あとは言いわけを考えればといふ態度じゃ困るわけですね。それからこれはあなたのほうに関係するかどうかわからぬのですが、まあお米の問題としてでそれまで、転業をする酒造の業者の場合に、非されませんが床はすでに現在ではほとんどコンクリート張りになつておる。そういう点で、倉庫に動くものがかなりあるわけでありますけれども、そういう点は何か農林省のほうで補助みたいなものとかそういうことを考えていないのかどうかといふことを伺つておきたい。

○政府委員(内村良英君) いまの御質問は、酒屋さんの倉庫について農林省が補助金を出す等のことを考えたらどうかといふ御質問でございます。

○鈴木一弘君 そういうことです。

○政府委員(内村良英君) 御承知のとおりに、政府の所有米につきましては、倉庫を指定して保管をしているわけでございます。この中には、政府倉庫から始まりまして、農協の倉庫、営農用倉庫、サイロといふようなものがござります。いまのところ酒米につきましては自主流通米にほとんどなつておらずが、政府が一たん充り渡したものについてその保管について補助金を出すということは考えておりません。

○鈴木一弘君 それは意味が違うのです。転業をした場合は、倉庫業に。その場合に、お米を保管するならお米を保管するだけの施設を当然しなければならないわけですから。それは専門の農林省でなければわからないわけですよ。現在も、御承知のとおりに、倉庫が満員でお米を政府がなかなか買入ってくれないという事態が去年あつたわけです。そういうことで非常に困つておりますし、その点では大きな活用の一助にはなつておる。そういうのを実際考えておる人があるわけです。そういう場合に、指導もしなきゃいけないでしょ、うし。当然そうなればある程度のことは考えてあげる

アーリーが死んでから、アーリーの妻がアーリーの死を嘆いていた。

○政府委員（内村良英君） 政府指定倉庫になつて  
いる場合については、私どもといたしましては、それか  
いろいろ保管の指導もいたしております。それが

○鈴木一弘君 おそらくそういうのはふえてくる  
と思ひますので、そういう点については十分に考  
えてもらいたいというふうに思うわけです。  
それから簡税部長、ちょっと同じたいのですが、  
倉庫の新しい建築等につきましては、今後いろ  
いろ検討しなければならぬ問題があるかと思つて  
おります。

先ほどは指導価格の問題で私言いました。価格の管理ということはやつてないということを中橋さんがある新聞に公言をしていらっしゃるわけですけれども、実際問題は指導価格ということで押えられ、これは一つの価格管理ということが行なわれておるとしかとれないわけです。どうも、その点が、先ほどの国税庁長官の答弁だけでは私はびんとこない気がするわけですが、言っているところとも違うわけですが。

○説明員(中橋敬次郎君)　お酒の価格につきましては、実は、本心、私ども自由にいたしたいといふことをかねて思つておるわけでござります。もちろん、自由にいたしておりますので、けれども、上と下につきましてかなり関心を持つております。一つは上の話でございますけれども、上の話は、先ほど長官が申しましたように、級別課税のもとにおきましてのいわゆる一級なり二級なりの上限値の問題がござります。そこは、先ほど長官が申しましたように、級別制度のもとにおいて私どもはやはりある程度の指導をせざるを得ない立場でござります。それから下のほうの価格では、特にメーカーの段階でございますけれども、酒税を割つて売られては一番困るわけでござります。コスト・プラス・酒税、それに適正な利潤とするものの割つて売られるということは、やがて酒税の滞納を引き起こす、また、他の業者にも非常に影響を及ぼすということでございますので、

そういう点について私どもは非常に関心を持つておりますし、経営状態がよくなないという点につきましては、酒税法上、そういう保全担保の道が講ぜられておりますから、私どもとしてもそういう保全担保を徴取せざるを得ない面がござります。そういう税金までも割って充られたというような価格、あるいは、級別制度のもとにおいて上級の税差があるからこそ高く売れるというものについての価格、そういうものについての関心はござりますが、そのほかは実は、私どもはできるだけ価格の幅が出てきたらしいということです。おりますし、指導もいたしておりますわけでございます。それで、特級についてはかなりそつた幅が出ておりますけれども、御指摘のように、二級につきましては、まだかなりある種の価格に銘柄が集まつておることは事実でございます。それは、先ほども申しましたように、長い間の(公)基準価格といつたような慣行から抜け切れませんために、価格がかなりいわば硬直的になつておるという面がござりますけれども、これはできるだけ私どももそういう面についての開きが出来ますように今後ともなお十分指導をしてまいりたいと思つております。

ないだろうか。したがって、免許制度といふのはやるべきであるし、一面で、また、級別の問題も、先ほど申し上げましたように従価税をしていくのがほんとうではないかということを強く感ずるわけなんですが、その点の関連をひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣（福田赳太君）　酒につきましては、卸、小売りの免許制度があるわけです。価格につきましては、ない状態であります。卸、小売りの免許につきましては、これを撤廃することは非常にむずかしいと思うのです。これは御了解願えると思うのですが、免許基準ですね、これを経済環境の変化に応じまして彈力的に運営しなければならぬ、こういうふうに考えまして、多少その免許基準についての修正を加えたらどうかと、そんな感想がしております。

それから価格につきましては、これはただいま自由な状態でござります。ただ、店がそう遠くなづいて距離にある、そういうようなことから、店々がまあその近所あたりの値段を横目でちらつとにらみながらやっておる。まあそり大きな狂いはないような状態にはなつておりますけれども、これはもう自由競争のおっしゃるような状態でやつておるということになります。

それから清酒につきましては、これはカルテル、つまり不況カルテル、この状態下にありますので、生産調整がとられておる、こういう状態でございます。そういうような状態でござりますけれども、自由競争の原理はまた物価政策上、非常大事な点でありますので、先ほど申し上げましたような卸、小売りの免許基準の流動化、弾力化という面でこれを考えていかなければならぬかなと、まあかよろしく考えておる次第であります。

○委員長（栗原祐幸君）　他に御発言もなければ、三案の質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（栗原祐幸君）　御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見の

ある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。  
されどは、これより順次採決いたします。  
まず、漁船再保険及漁業共済保險特別会計の歳  
入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關  
する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の  
挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと認めます。  
よつて、本案は、全会一致をもつて可決すべき  
ものと決定をいたしました。

次に、清酒製造業の安定に関する特別措置法案  
を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願い  
ます。

○委員長(栗原祐幸君) 多数と認めます。  
よつて、本案は、多數をもつて可決すべきもの  
と決定をいたしました。

次に、閉鎖機関令等の規定によつてされた信託  
の処理に関する法律の一部を改正する法律案を問  
題に供します。本案に賛成の方の挙手を願いま  
す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(栗原祐幸君) 全会一致と認めます。  
よつて、本案は、全会一致をもつて可決すべき  
ものと決定をいたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出す  
べき報告書の作成につきましては、これを委員長  
に御一任願いたいと存じますが、御異議ございま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十八分散会

ある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いま  
す。——別に御発言もなければ、討論はないもの

と認めて御異議ございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと思ひます。

されでは、これより順次採決いたします。  
まず、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の

拳手を願ります。  
〔賛成者拳手〕

よつて、本案は、全会一致をもつて可決すべし  
ものと決定をいたしました。

次に、清酒製造業の安定に関する特別措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(栗原祐幸君) 「賛成者挙手」 多數と認めます。

よつて、本案は、多數をもつて可決すべきものと決定をいたしました。

貴会が閣議を終るお知らせ、一月二十六日付の信託の処理に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願いま

〔賛成者挙手〕

よつて、本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひ、之へ上臈(じょうば)、即早議(そぞぎ)、主

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと認め、わざよ  
う決定いたしました。

午後五時四十八分散会

五月七日本委員会に左の案件を付託された。

一、清酒製造業の安定に関する特別措置法案

(予備審査のための付託は三月九日)

一、閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の

処理に関する法律の一部を改正する法律(衆)

(予備審査のための付託は同日)

清酒製造業の安定に関する特別措置法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

(大蔵大臣の納付命令等)

第九条 前条第一項の規定による督促を受けた清酒製造業者がその督促に係る納付金及び延滞金をその督促状を発した日から起算して一月を経過した日までに納付しない場合において、第三条第二号に掲げる事業の遂行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、大蔵大臣は、中央会の申請により、当該納付金及び業者に対し、期限を指定して、当該納付金及び延滞金を納付すべきことを命ずることができ

る。

2 前項の規定による大蔵大臣の命令を受けた清酒製造業者がその指定の期限までに納付金及び延滞金を納付しないときは、当該清酒製造業者は、酒税法第十二条の規定の適用について、は、酒税法第十八条第一項の規定による命令に違反して、酒税法に係る滞納処分を受けた者とみなす。酒税法第十条第七号に規定する者に該当することとなつた。

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律の一部を改正する法律案  
閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律の一部を改正する法律案  
閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律(昭和四十年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則第一項中「五年間」を「六年間」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、塩専売制度存続に関する請願(第三二六二

号)(第三二六三号)(第三二六四号)(第三二六五

号)(第三二六六号)(第三二六七号)(第三二

八五号)(第三二八六号)(第三二八七号)(第三

二八八号)(第三二八九号)(第三二九〇号)(第

三二九号)(第三二九二号)(第三二九三号)(第

三二九四号)(第三二九五号)(第三二九六号)

八号)(第三二九七号)(第三二九八号)(第三二

九号)(第三二九九号)(第三二一〇号)(第三二

一〇号)(第三二一一号)(第三二一二号)(第三

二一号)(第三二一三号)(第三二一四号)(第三

二二号)(第三二一五号)(第三二一六号)(第三

二三号)(第三二一七号)(第三二一八号)(第三

二九号)(第三二一九号)(第三二二〇号)(第三

二二号)(第三二二一号)(第三二二二号)(第三

二三号)(第三二二三号)(第三二二四号)(第三

二四号)(第三二二五号)(第三二二六号)(第三

二七号)(第三二二七号)(第三二二八号)(第三

二九号)(第三二二九号)(第三二三〇号)(第三

二三号)(第三二三一号)(第三二三二号)(第三

二四号)(第三二三三号)(第三二三四号)(第三

二五号)(第三二三五号)(第三二三六号)(第三

二六号)(第三二三七号)(第三二三八号)(第三

二七号)(第三二三九号)(第三二三一〇号)(第三

二八号)(第三二三二一號)(第三二三二二号)(第三

二九号)(第三二三三三号)(第三二三三四号)(第三

二九号)(第三二三五五号)(第三二三六〇号)(第三

二九号)(第三二三七〇号)(第三二三八〇号)(第三

二九号)(第三二三九〇号)(第三二三九一号)(第三

二九号)(第三二三九二号)(第三二三九三号)(第三

二九号)(第三二三九四号)(第三二三九五号)(第三

二九号)(第三二三九六号)(第三二三九七号)(第三

二九号)(第三二三九八号)(第三二三九九号)(第三

二九号)(第三二三九〇号)(第三二三九一号)(第三

二九号)(第三二三九二号)(第三二三九三号)(第三

二九号)(第三二三九四号)(第三二三九五号)(第三

号)(第四二〇九号)(第四二一〇号)(第四二一

一号)(第四二二二号)(第四二二三号)(第四二

一四号)(第四二一五号)(第四二一六号)(第四

二五七号)(第四二五八号)(第四二五九号)(第

四三六〇号)

一、看護婦等養成施設の学生等に対する所得税の軽減に関する請願(第三三三〇号)

一、支那事变国債償還に関する請願(第三八一

二号)(第四一〇五号)(第四三五三号)(第四三

五四号)(第四三五五号)(第四三五六号)

一、看護婦等養成施設の学生等に対する所得税の軽減に関する請願(第三三三〇号)

一、支那事变国債償還に関する請願(第三三三〇号)

一、看護婦等養成施設の学生等に対する所得税の軽減に関する請願(第三三三〇号)

第三二六六号 昭和四十五年四月二十四日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 奈良県生駒郡生駒町本町一〇ノ五  
大西元治外十一名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二六七号 昭和四十五年四月二十四日受理

塩専売制度存続に関する請願(二通)

請願者 大分市生石町三〇八 水江太一外  
二十三名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二六三号 昭和四十五年四月二十四日受理

塩専売制度存続に関する請願(二通)

請願者 京都府舞鶴市字浜五三六 川勝幸  
三外二十三名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二八六号 昭和四十五年四月二十四日受理

塩専売制度存続に関する請願(二通)

請願者 岐阜市金園町一ノ一 熊田竹次  
郎外十一名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二八七号 昭和四十五年四月二十四日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 長崎県福江市末広町三ノ三 薩本  
勝之外十一名

紹介議員 初村瀧一郎君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二八八号 昭和四十五年四月二十四日受理

塩専売制度存続に関する請願(二通)

請願者 和歌山市湊葵町一二一 野尻勝幸  
外十一名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二六五号 昭和四十五年四月二十四日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 和歌山市湊葵町一二一 野尻勝幸  
外十一名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二六六号 昭和四十五年四月二十四日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 和歌山市湊葵町一二一 野尻勝幸  
外十一名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二六七号 昭和四十五年四月二十四日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 和歌山市湊葵町一二一 野尻勝幸  
外十一名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二六八号 昭和四十五年四月二十四日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 和歌山市湊葵町一二一 野尻勝幸  
外十一名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二六九号 昭和四十五年四月二十四日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 和歌山市湊葵町一二一 野尻勝幸  
外十一名

紹介議員 山本茂一郎君



第三四五五号 昭和四十五年四月二十五日受理 塩専売制度存続に關する請願(二通) 請願者 長崎市桜町八ノ一〇 山田吉太郎 紹介議員 田口長治郎君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三四八〇号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専売制度存続に關する請願 請願者 東京都西多摩郡福生町熊川一、〇 ○五 小林暢吉外十一名 紹介議員 安井 謙君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三四八一号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専売制度存続に關する請願 請願者 長野市篠ノ井横田七八九 柳沢勲 外十一名 紹介議員 青木 一男君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三四八二号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専売制度存続に關する請願 請願者 大阪市北区市之町五三 中村二郎 外十一名 紹介議員 中山 太郎君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三四八三号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専賣制度存続に關する請願(二通) 請願者 福井県丹生郡越前町新保 三木謙 三外二十三名 紹介議員 高橋 衛君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三四八四号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専賣制度存続に關する請願 紹介議員 高橋 衛君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三五〇〇号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専賣制度存続に關する請願 請願者 北九州市門司区上木町四ノ一、一 八〇 近藤雄吉外十一名 紹介議員 小林隆外十一名 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三五〇一〇号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専賣制度存続に關する請願 請願者 神戸市灘区岩屋中町三ノ三ノ一〇 紹介議員 奥村 悅造君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三五〇二号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専賣制度存続に關する請願 請願者 群馬県高崎市島野町一、一五一 竹井仙太郎外十一名 紹介議員 大竹平八郎君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三五〇三号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専賣制度存続に關する請願 請願者 静岡県賀茂郡賀茂村安良里 大原 勇外十名 紹介議員 山本敬三郎君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三五〇四号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専賣制度存続に關する請願 請願者 香川県綾歌郡国分寺町国分九五九 松尾啓史外二十四名 紹介議員 平井 太郎君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三五〇五号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専賣制度存続に關する請願 請願者 新潟県佐渡郡真野町新時三〇三 中川清八外二十三名 紹介議員 松井 誠君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三五〇六号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専賣制度存続に關する請願 請願者 神奈川県平塚市宮の前六ノ一 星 野徳一郎外十二名 紹介議員 玉置 猛夫君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三五〇七号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専賣制度存続に關する請願 請願者 岡山県真庭郡落合町垂水二三四 加藤林吉外十一名 紹介議員 小枝 一雄君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三五〇八号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専賣制度存続に關する請願(二通) 請願者 北九州市門司区原町別院一ノ一 小畠光外十一名 紹介議員 船田 譲君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三五〇九号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専賣制度存続に關する請願(二通) 請願者 大分県宇佐郡院内町大字下余 安 部直外二十三名 紹介議員 後藤 義隆君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三五〇一〇号 昭和四十五年四月二十七日受理 塩専賣制度存続に關する請願 請願者 新潟県佐渡郡真野町新時三〇三 中川清八外二十三名 紹介議員 松井 誠君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

請願者 福島県須賀川市本町六〇 近藤延 次郎外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 鈴木 真吾君

第三五九〇号 昭和四十五年四月二十八日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島阿賀崎九五八 山本馨外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 木村 膳男君

第三五九一号 昭和四十五年四月二十八日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 広島県三原市西町九九九 吉名芳 太郎外九名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 中津井 真君

第三五九二号 昭和四十五年四月二十八日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 福岡県飯塚市立岩一、六八五 花 村樹昌外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 劍木 亨弘君

第三五九三号 昭和四十五年四月二十八日受理 塩専売制度存続に關する請願(二通)

請願者 福島市柳町一ノ一一 高野英司外 二十三名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 石原幹市郎君

第三五九四号 昭和四十五年四月二十八日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 神奈川県横須賀市日の出町三ノ七 森辰衛外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第三六四〇号 昭和四十五年四月二十八日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 和歌山市和歌浦八八九 北畠丈夫 外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 和田 鶴一君

第三六四一号 昭和四十五年四月二十八日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 福岡県久留米市東町五五 檜橋渡 外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 鬼丸 勝之君

第三六四二号 昭和四十五年四月二十八日受理 塩専売制度存続に關する請願(二通)

請願者 新潟県東蒲原郡津川町大字津川 三、六三六 斎藤徳男外二十四名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 佐藤 隆君

第三六四三号 昭和四十五年四月二十八日受理 塩専売制度存続に關する請願(六通)

請願者 奈良市寺町北之町四 荒木利吉外 七十二名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 新谷寅三郎君

第三六四四号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 岩手県花巻市湯本七ノ一七九 藤 原健太郎外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 増田 盛君

第三六四五号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 三重県桑名市矢田磯一六二 二井 藤三郎外八名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 菊地九郎外十一名

第三六五号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 山形県酒田市中町二ノ六ノ二六 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 斎藤 昇君

第三六六号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 三重県桑名市矢田磯一六二 二井 小川常治外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 亀井 善彰君

第三六七号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 沖縄県宜間市福原 中村喜四郎君 一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 青木寿徳外十

第三六八号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 沖縄県宜間市福原 青木寿徳外十

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 矢野

第三六九号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 福岡県田川郡香春町三四八 矢野 一孝外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 米田 正文君

第三六九五号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専売制度存続に關する請願

請願者 群馬県高崎市羅漢町六六 寺野雄 外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 丸茂 重貞君

第三六九六号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専賣制度存続に關する請願

請願者 德島県鳴門市撫養町林崎字南殿町 三六 床野麟太郎外十二名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 三木興吉郎君

第三六九七号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専賣制度存続に關する請願

請願者 兵庫県宝塚市山本水間境内二 若 生忠平外二十三名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 中沢伊登子君

第三六九八号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専賣制度存続に關する請願(二通)

請願者 奈良市柳町一七 松石辰三郎外十

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 向井 長年君

第三六九九号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専賣制度存続に關する請願

請願者 奈良市柳町一七 松石辰三郎外十

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

紹介議員 一名

第三八一四号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専売制度存続に関する請願(二通) 請願者 茨城県勝田市中央町七ノ二四 安 一郎外二十三名	紹介議員 郡 祐一君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八一五号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専売制度存続に関する請願 請願者 静岡県袋井市高尾一、二〇一 豊 田儀三郎外十二名	紹介議員 栗原 祐幸君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八一六号 昭和四十五年四月三十日受理 塩専売制度存続に関する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町一、二〇〇 清水俊吉外二十四名	紹介議員 山本 杉君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八一七号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願 請願者 群馬県渋川市二、一四一 石坂文 大竹平八郎君	紹介議員 中村喜四郎君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八一八号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願 請願者 山形県東根市大字東根甲五二九 柴田芳雄外六十一名	紹介議員 伊藤 五郎君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八一九号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願 請願者 宮城県桃生郡桃生町神取字屋敷三 七 鈴木清之助外二十三名	紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八二〇号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願(二通) 請願者 宮城県桃生郡桃生町神取字屋敷三 七 鈴木清之助外二十三名	紹介議員 平井 太郎君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八二一号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願 請願者 香川県香川郡直島町二三一ノ二二 村尾薰外十一名	紹介議員 平井 太郎君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八二二号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願 請願者 香川県原町市片倉字八重坂四六 但野明外八名	紹介議員 多田 省吾君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八二三号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願 請願者 広島市戸坂町後久九九四ノ六 西 山昌吾外十一名	紹介議員 多田 省吾君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八二四号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願(二通) 請願者 山形市上町一ノ一ノ三四 工藤吉 太郎外十一名	紹介議員 多田 省吾君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八二五号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願 請願者 福島県原町市片倉字八重坂四六 桑名芳一外十一名	紹介議員 多田 省吾君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八二六号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願 請願者 香川県鶴養寺市觀音寺町一五 細川外三郎外十一名	紹介議員 玉置 猛夫君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八二七号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願 請願者 石原幹市郎君	紹介議員 大谷藤之助君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八二八号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願 請願者 香川県高松市栗林町一ノ九ノ二二 桑名芳一外十一名	紹介議員 二宮 文造君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八二九号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願 請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田 井七六六ノイ 後藤康雄外十一名	紹介議員 山崎 五郎君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。
第三八三〇号 昭和四十五年五月一日受理 塩専売制度存続に関する請願 請願者 秋田県能代市大町一ノ一 越後 英一郎外十一名	紹介議員 山崎 五郎君 この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。



第四三六〇号 昭和四十五年五月六日受理  
塙専売制度存続に関する請願

請願者 茨城県那珂郡大宮町三美 関晴寿  
紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三三三〇号 昭和四十五年四月二十四日受理  
看護婦等養成施設の学生等に対する所得税の軽減  
に關する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内  
白田潔

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二九四六号と同じである。

第三八一二号 昭和四十五年四月三十日受理  
支那事変国債償還に關する請願

請願者 茨城県行方郡北浦村大字山田 伊  
東延雄外二十三名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

第四一〇五号 昭和四十五年五月四日受理  
支那事変国債償還に關する請願

請願者 青森市青柳二ノ四、三上辰藏方  
石黒喜三郎外千六百三十三名

紹介議員 山崎 龍男君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

第四三五三号 昭和四十五年五月六日受理  
支那事変国債償還に關する請願(三通)

請願者 埼玉県比企郡滑川村大字水房七四  
三 吉野初太郎外百五十四名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

第四三四四号 昭和四十五年五月六日受理  
支那事変国債償還に關する請願(五通)

請願者 埼玉県所沢市寿町二五ノ六 矢島

沿寿外百七名  
紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

第四三五五号 昭和四十五年五月六日受理  
支那事変国債償還に關する請願(三十四通)

請願者 山形県新庄市福田九七 庄司吉治  
外八百五十七名  
紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

第四三五六号 昭和四十五年五月六日受理  
支那事変国債償還に關する請願(五通)

請願者 富山県新湊市堀岡古明神一八七  
菊清作外百十三名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

第四三五六号 昭和四十五年五月六日受理  
支那事変国債償還に關する請願(五通)

請願者 富山県新湊市堀岡古明神一八七  
菊清作外百十三名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

第四三五六号 昭和四十五年五月六日受理  
支那事変国債償還に關する請願(五通)

請願者 富山県新湊市堀岡古明神一八七  
菊清作外百十三名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

昭和四十五年六月一日印刷

昭和四十五年六月一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局